

高知県消防広域化基本計画あり方検討会

第 1 回総務部会

日時：令和 7 年 5 月 28 日（水） 13 時 30 分～15 時 30 分

場所：高知県庁本庁舎 3 階 防災作戦室

次 第

- 1 開会
- 2 部長あいさつ
- 3 部会長の選任 【資料 1】
- 4 部会長あいさつ
- 5 議事
 - （1）検討会での意見等 【資料 2】
 - （2）主な協議・意見交換事項 【資料 3】
 - （3）意見交換
- 6 関係団体等ヒアリング 【資料 4】
- 7 閉会

配布資料

委員名簿

出席者名簿

配席図

【資料 1】 高知県消防広域化基本計画あり方検討会設置要綱 P 1 ～ 7

【資料 2】 第 1 回高知県消防広域化基本計画あり方検討会における
ご意見と対応について P 8 ～13

【資料 3】 主な協議・意見交換事項 P 14～31

【資料 4】 消防広域化に関する職員関係団体等のご意見 別冊

【参考資料】 高知県消防広域化基本構想 Q & A 別冊

【参考資料】 高知県消防広域化基本構想 附属資料『県内消防本部の現況』 別冊

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会 委員名簿

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田 知也
2	高知市	市長	桑名 龍吾
3	安芸市	市長	横山 幾夫
4	南国市	市長	平山 耕三
5	宿毛市	市長	中平 富宏
6	田野町	町長	坂本 正徳
7	北川村	村長	上村 誠
8	本山町	町長	澤田 和廣
9	中土佐町	町長	池田 洋光
10	黒潮町	町長	大西 勝也
11	高知市消防局	消防局長	中城 純一
12	土佐清水市消防本部	消防長	宮地 直道
13	香南市消防本部	消防長	藤田 博三
14	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤 実
15	中芸広域連合消防本部	消防長	竹内 誠祥

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回総務部会 出席者名簿

○総務部会委員

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出欠等	
				出席	欠席
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田 知也	○	
2	高知市	市長	桑名 龍吾	○	
3	安芸市	市長	横山 幾夫	○	
4	南国市	市長	平山 耕三	○	
5	宿毛市	市長	中平 富宏	○(オンライン) 代理：総務課長 長山 敏昭	
6	田野町	町長	坂本 正徳	○	
7	北川村	村長	上村 誠	○(オンライン) 代理：副村長 岡宗 秀明	
8	本山町	町長	澤田 和廣	○	
9	中土佐町	町長	池田 洋光	○(オンライン) 代理：副町長 竹崎 秀樹	
10	黒潮町	町長	大西 勝也	○(オンライン) ※途中から代理 ：副町長 西村 康浩	
11	高知市消防局	消防局長	中城 純一	○	
12	土佐清水市消防本部	消防長	宮地 直道	○	
13	香南市消防本部	消防長	藤田 博三	○	
14	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤 実	○	
15	中芸広域連合消防本部	消防長	竹内 誠祥	○	

○その他委員

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出席方法
16	危険物保安技術協会	技術顧問	小林 恭一	オンライン
17	関西大学社会安全学部	教授	永田 尚三	オンライン
18	高知県立大学看護学部	教授	木下 真里	オンライン
19	みんなでつくる まちづくり財団HATA! (公益財団法人HATA)	代表理事	竹村 優香	オンライン
20	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正	オンライン
21	南国市消防本部	消防長	三谷 洋亮	オンライン
22	香美市消防本部	消防長	野口 正一	オンライン
23	安芸市消防本部	消防長	久川 陽	オンライン
24	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人	オンライン
25	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘 信也	オンライン
26	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村 諭	オンライン

○オブザーバー

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出席方法
27	総務省消防庁消防・救急課	課長補佐	岩熊 俊介	オンライン
28	総務省消防庁消防・救急課	広域化推進係長	小山 勝久	オンライン

○関係団体

通し 番号	所属	職名	氏名
29	高知県消防職員協議会	会長	國久 淳平
30	高知県消防職員協議会	事務局次長	竹内 彰彦
31	高知県消防職員連絡会	会長	川村 考史
32	高知県消防職員連絡会	事務局長	岩原 伸行
33	高知市消防職員協議会	会長	野町 尚弘
34	高知市消防職員協議会	事務局長	長田 哲宜

○事務局

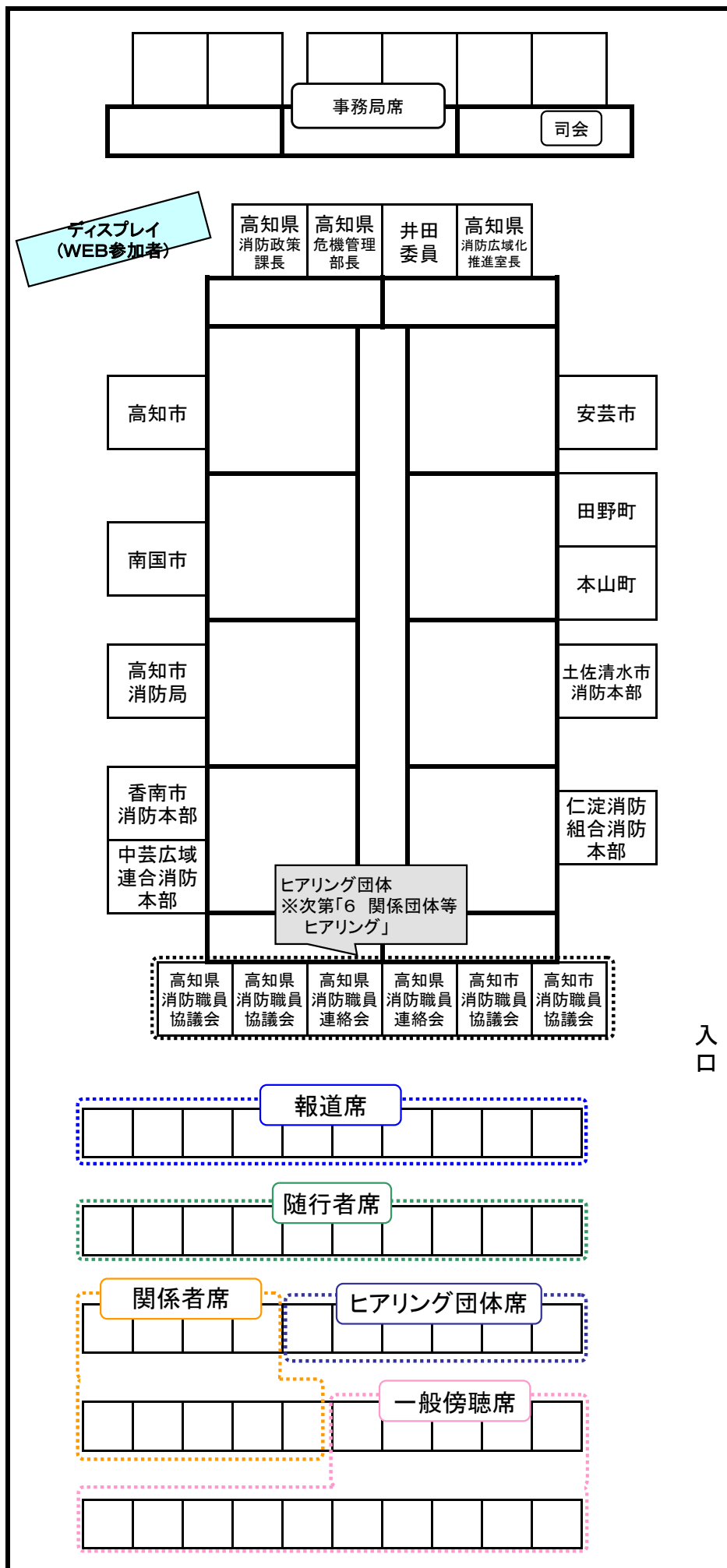
通し 番号	所属	職名	氏名
35	高知県危機管理部	部長	江淵 誠
36	高知県危機管理部	副部長(総括)	国則 勝英
37	高知県危機管理部	副部長	浜田 展和
38	高知県危機管理部	参事・消防政策課長	鈴木 知基
39	高知県危機管理部消防政策課	消防指導監	小松 長憲
40	高知県危機管理部消防政策課	課長補佐	森本 順也
41	高知県危機管理部消防政策課	消防広域化推進室長	小笠原 隆
42	一般財団法人消防防災科学センター	部長	渡辺 雅洋

※オンライン

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回総務部会 配席図

日時: 令和7年5月28日(水) 13時30分～15時30分

場所: 高知県庁本庁舎 3階 防災作戦室



高知県消防広域化基本計画あり方検討会設置要綱

（目的）

第1条 今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の確保を図ることを目的として、県内全市町村の常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織（高知県消防防災航空センター及び高知県消防学校をいう。）を一元化するための高知県消防広域化基本計画（消防組織法（昭和22年法律第226号）第33条第1項に規定する推進計画をいう。以下「基本計画」という。）の策定（平成20年3月に策定した高知県消防広域化推進計画の全部改定をいう。以下同じ。）を検討するため、高知県消防広域化基本計画あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、高知県消防広域化基本構想（令和7年3月26日策定）を議論の土台として、次の各号に掲げる事項について協議及び意見交換を行う。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) 第6条の専門部会での協議事項のうち、全体での議論が必要な事項
- (3) 前2号のほか、検討会の目的を達成するために必要な事項

（組織及び委員）

第3条 検討会は、知事が委嘱した別表1に定める委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

（会長）

第4条 検討会に会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会は、会長が招集し、議事進行等を行う。ただし、会長が選任される前に招集される検討会については、知事が招集することができる。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、会議に出席できないときは、委員が指定する代理人を出席させることができる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させて説明又は意見を

求めることができる。

- 5 検討会は公開とする。ただし、検討会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（専門部会）

第6条 第2条各号に掲げる事項について協議及び意見交換を行うため、検討会の下に次の表の名称の欄に定める専門部会を設置するものとし、その所掌事務はそれぞれその協議事項等の欄に定める事項及びその他関連する事項に関する協議等とする。

名称	協議事項等
総務部会	(1) 検討会全体の運営の総括に関すること。 (2) 基本計画全体の取りまとめに関すること。 (3) 基本計画中、広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること。
財務部会	(1) 基本計画中、広域連合の財務、施設及び装備に関すること。 (2) 広域連合の分賦金の負担の基準に関すること。
消防業務部会	(1) 基本計画中、消防業務（消火、救急、救助、予防及び警防）に関すること。 (2) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関すること。
通信・システム部会	(1) 基本計画中、消防指令システムの統合及び消防救急デジタル無線の整備に関すること（これに伴う県消防局本部施設の整備に関することを含む。）。 (2) 基本計画中、人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関すること。

- 2 前項の専門部会は、検討会の委員のうち、別表2に定める委員をもって構成する。
- 3 前2条の規定は、前2項の専門部会の委員、部会長及び会議について準用する。
この場合において、前条第1項中「知事」とあるのは「高知県危機管理部長」と読み替えるものとする。

（ワーキンググループ）

第7条 前条の専門部会の下に基本計画に関すること及び専門部会での検討にあたり実務レベルでの協議が必要な事項について協議及び意見交換を行うために、県内市町村担当課長等及び県内消防本部担当課長等により構成されるワーキンググループを設置する。

（事務局）

第8条 検討会、専門部会及びワーキンググループの事務局を高知県危機管理部消防政策課に置き、運営に係る事務を処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条第1項関係） 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 委員名簿

氏名等	備考
井田 知也	近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授
小林 恭一	危険物保安技術協会 技術顧問
永田 尚三	関西大学社会安全学部 教授
木下 真里	高知県立大学看護学部 教授
竹村 優香	みんなでつくる まちづくり財団HATA！ （一般財団法人HATA） 代表理事
高知市長	
室戸市長	
安芸市長	
南国市長	
土佐市長	
須崎市長	
宿毛市長	
土佐清水市長	
四万十市長	
香南市長	
香美市長	
東洋町長	
奈半利町長	
田野町長	
安田町長	
北川村長	
馬路村長	
芸西村長	
本山町長	
大豊町長	
土佐町長	
大川村長	
いの町長	
仁淀川町長	

氏名等	備考
中土佐町長	
佐川町長	
越知町長	
梶原町長	
日高村長	
津野町長	
四万十町長	
大月町長	
三原村長	
黒潮町長	
高知市消防局長	
室戸市消防本部消防長	
安芸市消防本部消防長	
南国市消防本部消防長	
土佐市消防本部消防長	
土佐清水市消防本部消防長	
香南市消防本部消防長	
香美市消防本部消防長	
高吾北広域町村事務組合消防本部 消防長	
高幡消防組合消防本部消防長	
仁淀消防組合消防本部消防長	
幡多中央消防組合消防本部消防長	
幡多西部消防組合消防本部消防長	
嶺北広域行政事務組合消防本部消 防長	
中芸広域連合消防本部消防長	

別表2（第6条第2項関係） 専門部会 委員名簿

専門部会	氏名等
総務部会	井田 知也（近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授）
	高知市長
	安芸市長
	南国市長
	宿毛市長
	田野町長
	北川村長
	本山町長
	中土佐町長
	黒潮町長
	高知市消防局長
	土佐清水市消防本部消防長
	香南市消防本部消防長
	仁淀消防組合消防本部消防長
	中芸広域連合消防本部消防長
財務部会	井田 知也（近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授）
	土佐市長
	香南市長
	東洋町長
	奈半利町長
	芸西村長
	土佐町長
	佐川町長
	梶原町長
	大月町長
	高知市消防局長
	香美市消防本部消防長
	高幡消防組合消防本部消防長
	幡多中央消防組合消防本部消防長

専門部会	氏名等
消防業務部会	永田 尚三（関西大学社会安全学部 教授）
	室戸市長
	香美市長
	馬路村長
	大川村長
	いの町長
	越知町長
	四万十町長
	三原村長
	高知市消防局長
	安芸市消防本部消防長
	土佐市消防本部消防長
	高吾北広域町村事務組合消防本部消防長
	嶺北広域行政事務組合消防本部消防長
通信・システム部会	永田 尚三（関西大学社会安全学部 教授）
	須崎市長
	土佐清水市長
	四万十市長
	安田町長
	大豊町長
	仁淀川町長
	日高村長
	津野町長
	高知市消防局長
	室戸市消防本部消防長
	南国市消防本部消防長
	幡多西部消防組合消防本部消防長

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
1	基本計画の決定スケジュール	◎ 総務	平山委員 (南国市)	令和8年1月に検討会として基本計画案を決定した場合、消防広域化に関する合意が形成されたことになるのか。また、その後の市町村議会で基本計画に対する意見等が出た場合、その内容を基本計画に反映させることができるのか。	基本計画は、消防組織法第33条における「推進計画」に相当するものであり、県が定めることとされています。また、「推進計画」を定める場合や変更する場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならないとされていることから、検討会を通じて市町村の意見を丁寧にお伺いしたいと考えています。 その上で、検討会として基本計画案を決定した場合、消防広域化の推進について、県と市町村が合意できたことになると考えています。 また、検討会で合意した基本計画案を県が正式決定した後、市町村議会から意見等が出た場合は、市町村議会の議決を経て令和8年度以降に設置される法定協議会の場において、市町村議会からの意見等を実施計画（消防組織法第34条における「広域消防運営計画」に相当）に反映させていきたいと考えています。
2	ワーキンググループ等のメンバー	◎ 総務 財務 消防 通信	平山委員 (南国市)	消防長や課長だけでなく、若い職員の意見を取り入れて欲しい。	ワーキンググループ等には、組織としての考えを述べる立場の方に参加していただきたいと考えています。その際には、必要に応じて、若い職員の意見も取り入れて発言していただければと考えています。
3	シミュレーション	◎ 総務 財務 消防 通信	桑名委員 (高知市)	財政負担や組織体制に関するシミュレーションがないと議論にならないので、早期にシミュレーションを示して欲しい。	シミュレーションができたものから、専門部会等で順次提示したいと考えています。 全体のシミュレーション結果については、第2回あり方検討会（11月予定）で提示したいと考えています。

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
4	広域化のメリット	総務 財務 ◎ 消防 通信	依光委員 (香美市) 桑名委員 (高知市)	消防や救急の現場到着時間の短縮など、広域化のメリットをデータで示す必要があるのではないか。 広域化の賛同を得るために、広域化によって住民がどういう恩恵を受けるのかを示していただきたい。	シミュレーション等により、消防広域化による消防力の運用効果をデータで示していきたいと考えています。
5	サービスの低下や財政負担の増加	◎ 総務 財務 消防 通信	板原委員 (土佐市) 中平委員 (四万十市)	広域化により、サービスの低下や負担の増加につながるのではないかと。	<u>基本構想Q & A（Q3への回答）</u> のとおり、消防広域化は、消防署所や消防職員等の削減を目的とするものではなく、人口減少が進む中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の確保を図ることを目的としています。 このため、基本構想では、現在の消防力の水準を確保する観点から、消防署所の組織体制は、少なくとも第1期までの間においては、現行の40消防署所体制を下回らないことを基本として検討することとしています。 今回の広域化とは別に、将来的に例えば更なる人口減少や交通事情の改善などの著しい環境変化が生じた場合には、広域連合及び関係市町村の間で組織の再編や費用負担ルールの見直し等の対応が協議される可能性はあると考えています。 また、市町村の財政負担（分賦金）については、今後実施するシミュレーションを基に検討したいと考えています。

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
6	新法人の名称	◎ 総務	上村委員 (北川村)	「広域連合高知県消防局（仮称）」は、県の組織と誤解されるのではないかな。	ご意見を踏まえて、総務部会で名称を検討し、第2回あり方検討会でお示ししたいと考えています。
7	職員の処遇	◎ 総務 財務 消防	平山委員 (南国市)	給与、人事異動、福利厚生等、職員の処遇の方向性を示していただきたい。 他の市町村への異動に対し、心配や不安がある職員がいることを考慮して欲しい。	<u>基本構想Q & A（Q11への回答）</u> のとおり、職員の処遇については、今年度から議論を開始します。 勤務条件に係る制度のあり方については、事務処理の便宜上、職員数が最も多い高知市消防局の現行制度をベースとして検討していきたいと考えています。 その上で、各消防本部から広域連合に移行する職員に関する取扱いのルールについては、新たな給与表において、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本として、検討していきたいと考えています。 また、 <u>基本構想Q & A（Q12への回答）</u> のとおり、人事異動の傾向としては、一部の職員については、旧管轄区域外に異動するケースが広域化前よりも一定程度増えることも考えられますが、多くの消防職員の場合、引き続き管轄区域内での異動が中心となるものと想定しています。

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
8	職員の配置	◎ 総務 消防 通信	小田委員 (越知町) 竹村委員 (一財 HATA)	地元の中山間地域で働きたい職員を、地元配置するようにして欲しい。また、職員の配置を検討する際は、人口規模の他、地域内の土地の高低差や道路幅などの地理的な条件も考慮して欲しい。 広域化により他の市町村に異動することになれば、地元で働きたい方の考えが変わるのではないか。また、職員が家族と一緒に住めるようにすることも大事ではないか。	各市町村長等のご意見を踏まえ、職員の募集や採用、配置の考え方を検討したいと考えています。
9	消防費の基準 財政需要額	◎ 総務 財務	平山委員 (南国市)	常備消防費や非常備消防費、事業費補正等を区分して示して欲しい。	事務局において整理した上でお示ししたいと考えています。
10	方面消防本部	◎ 総務 消防	中平委員 (四万十市)	各方面消防本部の中で、一定のサービス提供が完結するようにして欲しい。	方面消防本部にこういった機能を持たせるか、総務部会や消防業務部会で検討したいと考えています。
11	方面消防本部	◎ 総務 消防	竹村委員 (一財 HATA)	方面消防本部の数はなぜ6ヶ所なのか。	県内40箇所に設置されている消防署所と広域連合本部との間の連絡調整を円滑に行うため、県の区域を経済社会活動上のまとまりに着目して6つに区分し、それぞれに方面消防本部を置き、連絡調整の事務を分掌させることとしています。 具体的な線引きについては、県や国の各種地方行政機関の管轄区域（県の総合防災対策推進地域本部や福祉保健所、土木事務所）等も参考にして、基本構想に掲げた6つの区域に分割することとしたものです。

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
12	指令体制	総務 ◎ 消防	板原委員 (土佐市)	現在、市町村が設置する災害対策本部と消防本部が連携して指令を行っているが、消防本部が広域連合となった場合、指令体制はどうなるのか。	広域連合の発足後における消防署所の組織体制は、少なくとも第1期までの間においては、現行の40消防署所体制を下回らないことを基本として検討することとしています。 このため、例えば、市町村の災害対策本部と消防本部の連携については、最寄りの消防署所の幹部職員を災害対策本部に派遣し、連携して指令を行っていくことになると考えています。 なお、最寄りの消防署所の幹部職員を、市町村の災害対策本部の本部員として任命する（災対法第23条の2第3項）ことにより、連携体制を確保することも考えられます。
13	消防団員の確保、報酬	総務 ◎ 消防	片岡委員 (佐川町)	若者が消防団に入っていない状況であり、消防団員の確保についても基本計画に取り入れて欲しい。また、消防団員の出勤手当の金額が市町村によって異なっており、財政状況が厳しい市町村を支援して欲しい。	本検討会の設置趣旨に鑑みれば、消防団に関する事務ではなく、常備消防の組織体制に係る調査や審議を優先すべきものと考えますが、ご指摘の点を含め、消防団事務のあり方と広域連合との関係については、消防団事務の広域連合への委託状況も見極めながら、検討会の消防業務部会や広域連合発足後の管理者会議、方面本部管理運営協議会等の場で議論いただければどうかと考えます。
14	中山間地域の消防・救急	総務 ◎ 消防	木下委員 (県立大)	中山間地域から都市部の医療機関へ長時間の移送を行う場合、移送の間は中山間地域に空白が生じる危険性がある。広域化によってその危険性がどうなるか心配している。	広域化により管轄のカベが無くなり、現場から近い消防署からの出動が可能となることから、中山間地域に空白が生じる危険性を大幅に軽減させることができるのではないかと考えています。

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
15	在宅医療の患者への対応	総務 ◎ 消防	木下委員 (県立大)	高齢の方や終末期の方の容体が急変した時の対応について、地域の関係者で連絡を取り合っている例がある。広域化によってそうした情報が共有されなくなり、過剰な医療が提供されるようなことが起こらないようにして欲しい。	終末期の方への対応について、本県では、令和6年度に消防と医療関係者の間でルール化しており、広域化後も対応が変わることはないと考えています。
16	業務システム	総務 財務 消防 ◎ 通信	板原委員 (土佐市) 中平委員 (四万十市)	ランニングコストを含め、非常に高額な負担を強いられるのではないかと。 地元のことがわからない職員が119番通報を受け、谷を間違えて救急車が向かったことがあった。業務のデジタル化を進めて欲しい。	消防指令システムなど、消防本部がそれぞれで運用している業務システムを統一した場合には、スケールメリットにより安価になることが考えられます。 また、システムの統一や導入にあたっては、コスト面だけでなく、職員の負担軽減等の観点も踏まえながら検討したいと考えています。 高度化したシステムの導入により、通報者の位置をより正確に把握し、出動車両にその位置情報をリアルタイムに共有するなど、より迅速かつ的確な対応ができるようになると考えています。



1 専門部会等における協議・意見交換の進め方

- 高知県消防広域化基本計画の策定の検討に当たり、協議・意見交換が必要な事項を事務局（県）が提示。
- 事務局が提示した事項について、今後、専門部会（またはワーキンググループ）において協議・意見交換を行う。
※事務局が提示する事項以外についても、必要に応じて追加する。

2 主な協議・意見交換事項

①総務部会

4/28検討会においては以下を提示したところ。議論の参考となる情報を含めた詳細は次のページ以降に記載。

1 検討会全体の運営の総括に関すること

- (1) スケジュールについて

2 基本計画全体の取りまとめに関すること

- (1) 基本計画の取りまとめについて

(2) 広域化の必要性について

※4/28検討会での意見を踏まえて追加。
必要に応じて議題の追加や方向性の確認を行う。

3 広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること

- (1) 新法人の名称
- (2) 本部の設置場所
- (3) 広域連合の所掌事務のあり方
- (4) 広域連合の組織ごとの職員配置について
- (5) 広域連合長や議会議員の選出について
- (6) 給与及び階級制度等について
- (7) 人事制度の運用について



第3回総務部会（10月頃）までに 部会としての合意を目指す事項

※第2回検討会（11月頃）で提示

◎ 基本計画への記載項目案

- ※広域化のスケジュールを含む。
- ※各専門部会での合意事項を盛り込む。

<基本計画に関する方針等>

- 新法人の組織、執行・議決機関等の骨格案
- 組織別の職員配置の骨格案
- 人事及び給与制度の基本方針案



1 検討会全体の運営の総括に関すること

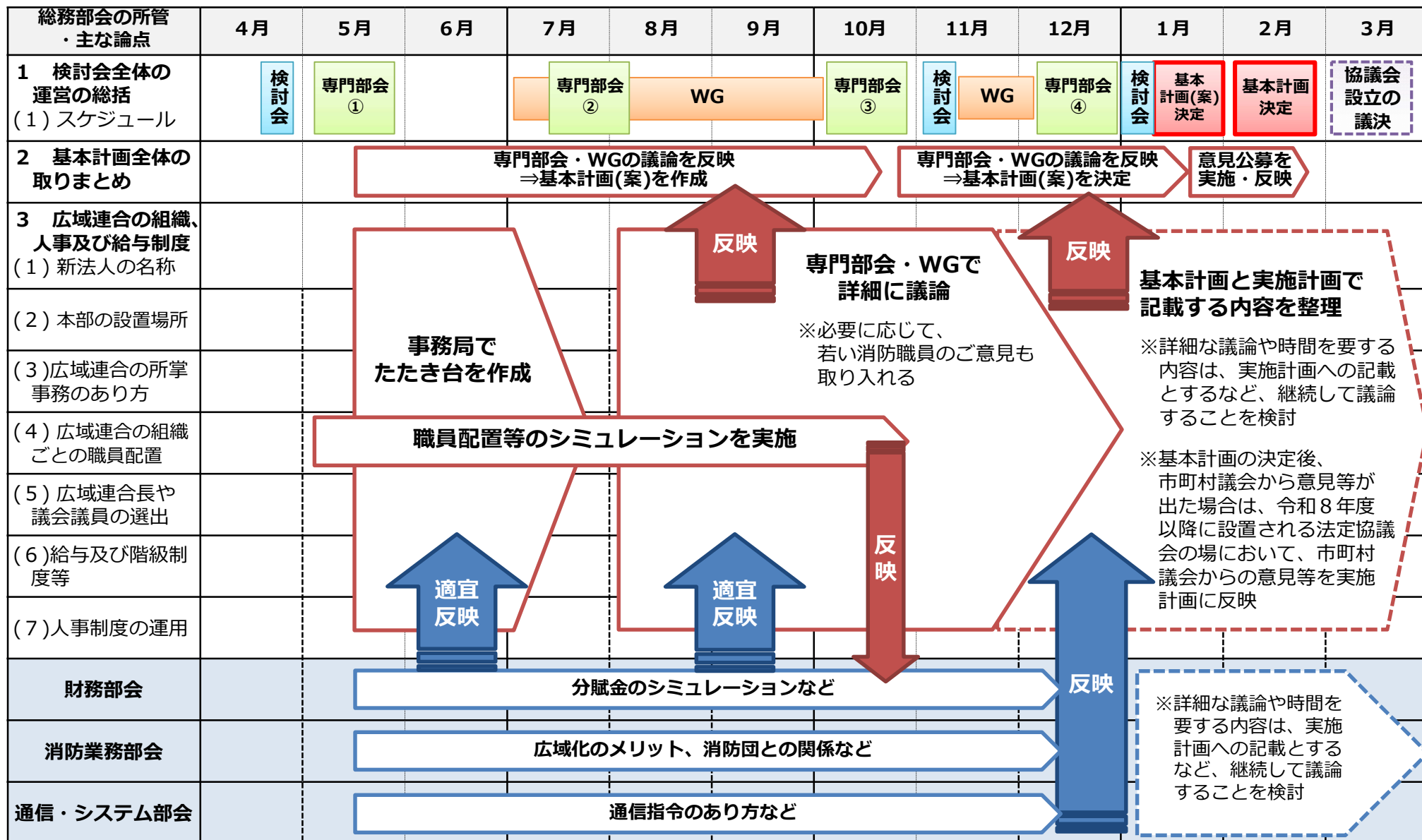
(1) スケジュールについて

資料3

令和7年5月28日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会（第1回）

スケジュールは協議の状況や日程の都合により変動する可能性がある





2 基本計画全体の取りまとめに関すること

(1) 基本計画の取りまとめについて

資料3

令和7年5月28日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会（第1回）

＜検討の方向性＞

- 各部会の議論を踏まえ、基本計画全体を取りまとめ
- 基本計画の記載事項は、以下の法定の項目を基本とし、検討会及び専門部会等での議論の結果を反映

今後の進め方（案）

- 第2回専門部会(7～8月頃)でシミュレーション(できたものから順次)を、第4回専門部会(12月頃)で基本計画のたたき台を、事務局からそれぞれ提示し、協議後、第3回検討会(令和8年1月予定)で基本計画（案）を提示。
※基本計画と、円滑な運営を確保するための実施計画への記載事項の書き分けを検討する必要。
（詳細な議論や時間を要するものは実施計画への記載とすることが想定される）

＜参考＞基本計画について（消防組織法に基づく推進計画）

消防組織法（抜粋）

第33条

都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 推進計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - (2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し
 - (3) 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ
 - (4) 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
 - (5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - (6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

- 3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。



2 (1) 基本計画の取りまとめについて

資料3

令和7年5月28日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会 (第1回)

<参考> 高知県消防広域化推進計画 (H20.3) の概要

	項 目	記載内容等	R7に検討する部会(想定)
構成 (消防組織法第33条に規定の項目)	本体：24ページ 資料：41ページ		
一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項	第1章 市町村消防の広域化に関する基本的な考え方 1 広域化のねらい (1) 県内消防本部の抱える課題 (2) 人口減少が消防財政に与える影響 (3) 新たな体制づくり 2 国の取り組み 3 広域化に向けた県の取り組みと考え方		→総務部会
二 市町村の消防の現況及び将来の見通し	第2章 市町村の消防の現況及び将来見通し 1 市町村の消防の現状 (1) 消防本部の現状 ①管轄区域(人口・面積)の状況 ②職員数の状況 ③消防用車両数の状況 ④消防費の決算状況 (2) 消防需要の動向 ①火災発生の状況 ②救急出動の状況 ③救助出動の状況 (3) 消防の抱える課題 ①救急出動件数増加への対応 ②小規模消防本部特有の課題 ③消防費の減少の影響 2 市町村の消防の将来見通し (1) 管轄人口及び高齢化の見通し (2) 救急出動件数の見通し (3) 消防に関する市町村財政の見通し	【資料】 消防本部・消防署所の業務等 【資料】 消防本部の概要 【資料】 消防本部・消防署所一覧表 【資料】 消防機関<常備>の出動状況の推移 【資料】 火災出動件数<常備>の推移 【資料】 救急出動件数の推移 【資料】 救助出動件数の推移 【資料】 消防職員数の推移 【資料】 管轄内の消防団員数の推移 【資料】 消防費の決算の状況 【資料】 推計人口から見る本県の消防体制の予測	・人口推計等 →総務部会 ・消防費の状況等 →財務部会 ・消防需要の動向 →消防業務部会 ・指令システム関係 →通信・システム部会
三 自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ	第3章 広域化対象市町村の組み合わせ 1 基本的な考え方 (1) 組み合わせパターン (2) 効果の測定方法 2 組み合わせパターンの比較 (1) 効果の比較 (2) 基礎データの比較 3 検討結果 (1) 6ブロック案 (2) 3ブロック案 (3) 1ブロック案	【資料】 近隣消防署所からの出動所要時間の短縮効果 【資料】 再配置可能職員の算定 【資料】 広域化ブロック案と構成市町村が同一となる一部事務組合等	→総務部会
四 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項	第4章 自主的な市町村の消防の広域化に向けての県の役割		→総務部会
五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項	第5章 広域化後の消防の円滑な運営 1 運営方式 2 基本的な体制の整備	【資料】 運営形態の比較一覧表	→各部会
六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項	第6章 防災関係機関との連携の確保 1 消防団との連携 2 市町村の防災担当部局との連携		→総務部会 →消防業務部会
	第7章 その他広域化を進めるうえでの重要なポイント 1 高知市の参画 2 管轄面積拡大への対応		-

<基本計画に新たに記載すべき事項(案)> 新体制への移行スケジュール



2（2）広域化の必要性について

資料3

令和 7 年 5 月 28 日

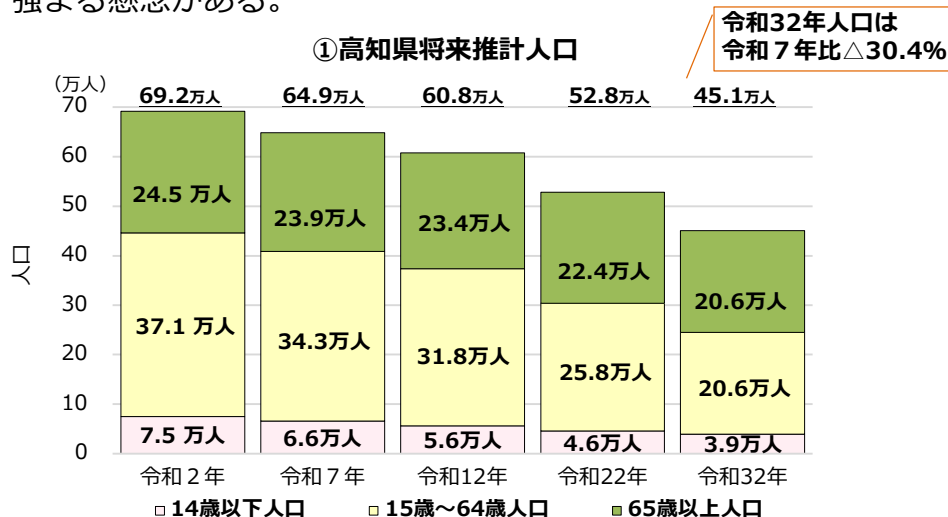
高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会（第 1 回）

消防広域化の必要性

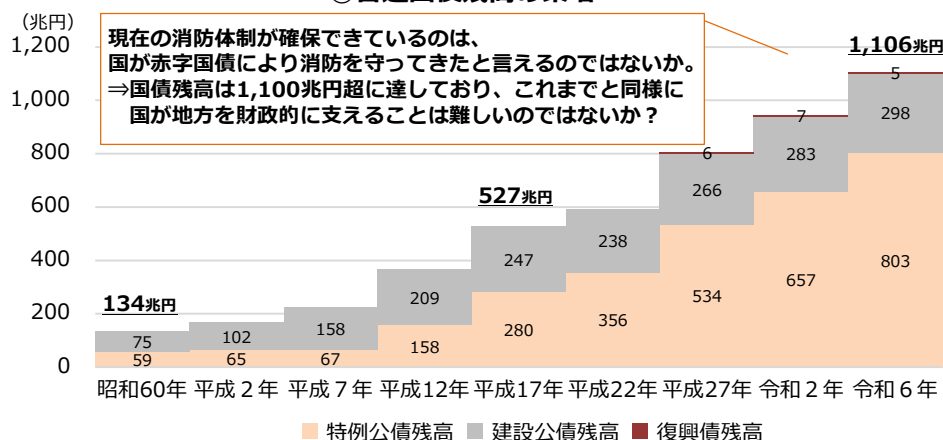
1 人口減少に伴う財源制約

本県では、今後さらに人口減少が進む中、各市町村の将来的な
税収見通しは不透明であり、各消防本部の財源確保に係る制約が
強まる懸念がある。

①高知県将来推計人口



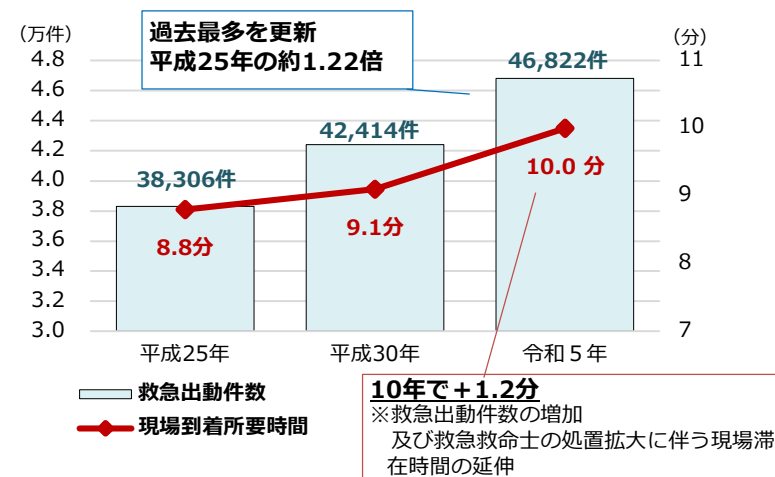
②普通国債残高の累増



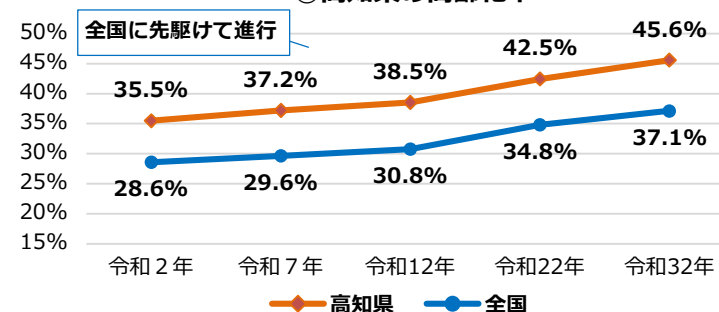
2 消防サービスの需要増大

高齢化の進行に伴う救急出動件数の増加や南海トラフ地震等の
大規模災害への対応等、消防サービスの需要は今後ますます増
大することが見込まれる。

③高知県の救急出動件数・現場到着所要時間の推移



④高知県の高齢化率



【出典】

①令和 2 年は、国勢調査による実績値、令和 7 年は、高知県推計人口データ（令和 7 年 4 月 1 日、県統計分析課）

令和12年以降は、国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」（令和 5 （2023）年推計）

②財務省ホームページを元に作成

③『救急救助の現況』（総務省消防庁）

④国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」（令和 5 （2023）年推計）



2 (2) 広域化の必要性について

資料3

令和7年5月28日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会（第1回）

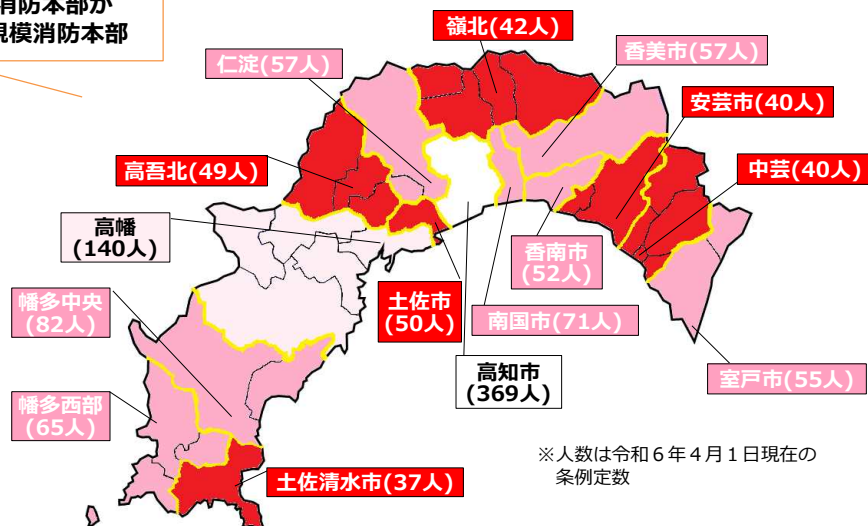
消防広域化の必要性（続き）

3 県内消防本部の状況

県内15消防本部のほとんどが小規模消防本部であり、間接部門（総務業務、通信指令業務等をいう。以下同じ。）に多くの労力を割かなければいけない状況にある。また、郡部の小規模消防本部では、人材確保に困難を生じている状況にある。

⑤ 高知県内15消防本部の規模

14消防本部が
小規模消防本部



小規模消防本部	14本部
※管轄人口10万人未満の消防本部	
○ 職員数 101人以上	1本部
● 職員数 51人以上100人以下	7本部
● 職員数 50人以下	6本部

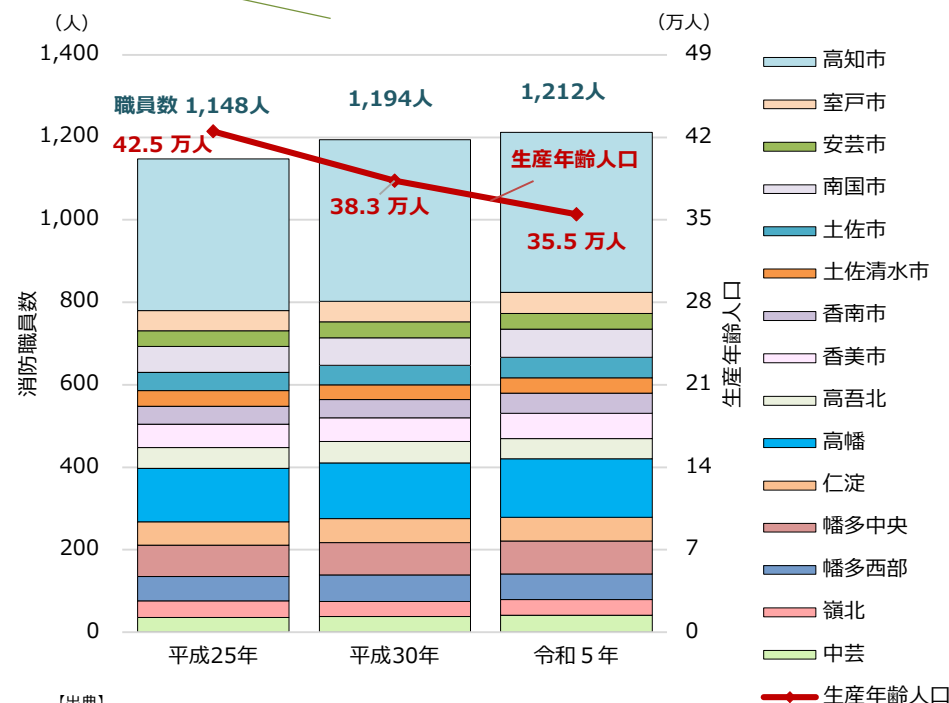
【参考】職員数100人以下の割合
・高知県 13/ 15本部 (86.7%)
・全国 262/720本部 (36.4%)

4 課題解決に向けた今後の方向性

1～3の状況を踏まえ、将来にわたり必要となる現場の消防力を確保していくためには、常備消防組織を一元化することで、間接部門をスリム化し、生じた余力を直接部門（現場業務等をいう。以下同じ。）に振り向けるなど、スケールメリットを活かした組織運営を行うことができる消防広域化が必要である。

⑥ 高知県内消防職員数及び生産年齢人口の推移

生産年齢人口減少の中でも消防職員は増加⇒この傾向が継続できるのか？





2 (2) 広域化の必要性について＜参考資料：他県事例＞

※R7.5月に事務局が視察・聞き取りを実施

資料3

令和7年5月28日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会（第1回）

奈良県広域消防組合（H26.4設立）

＜概要＞

奈良県内の2市（奈良市、生駒市）を除く37市町村で広域化

方式：一部事務組合 構成団体数：37市町村

管轄人口：817,466人（R6.4） 管轄面積：3,361km²

署所数：18署、12分署、7出張所

＜広域化前の懸念事項＞

- ・ 消防サービスの低下や切り捨て、人材や財源の流出
- ・ 職員の待遇（格差への対応）やポストの減少

＜広域化の主な効果＞

○住民サービスの向上

- ・ 救急事案が多数重複した場合でも、**最先着が見込める署所から出動**する体制を構築
- ・ 通信指令施設を一元化して、直近の署所から出動することで**現場到着までの所要時間の延伸を抑制**
- ・ **救急車不足の回避**
- ・ **特殊事案に初動から多数の隊を出動**しながらも、他事案にも通常どおり対応

○スケールメリットの実現

- ・ **出動隊数を増加**させ、現場対応力を強化
- ・ **専門要員（救急救命士等）の養成・一部専従化**
- ・ 財政規模拡大に伴う**高度な消防施設・設備の整備**
- ・ **柔軟な人員配置**、大量採用による**人材の確保**

＜今後の課題＞

- ・ **増加する救急需要や大規模広域災害への対応**
- ・ **消防指令システムの更新、署所庁舎の老朽化**
- ・ **大量退職期の到来、新規採用者の確保**
- ・ **予算規模の増大、市町村分担金の増額**

大分市消防局「おおいた消防指令センター」

（R6.10運用開始）

＜概要＞

大分県内の指令業務を共同運用

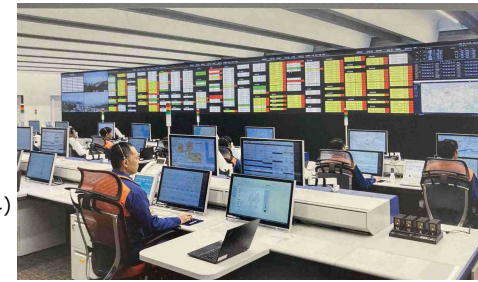
方式：事務委託

構成団体数：18市町村

（14消防本部）

管轄人口：1,076,955人（R6.4）

管轄面積：6,340.7km²



＜共同運用前の懸念事項＞

- ・ 地理に不案内な指令員が通報を受けた場合の指令の遅延

＜共同運用の主な効果＞

○消防指令システムの**共同整備による費用削減**

- ・ 14消防本部の個別整備（試算）：約159億円
- ・ 共同整備の全体事業費：約 65億円（**▲94億円**）

○**受付から指令送出までの時間短縮**

- ・ 機器の高度化、目標物データの充実、指令方法の県内統一化等により実現

○**業務効率やパフォーマンスの向上**

- ・ 訓練や研修を通じた、指令員のスキル向上

＜今後の課題＞

・ **通信指令業務に携わる人員の効率化**

（地理の不案内への対策として、現在は各消防本部に通信要員を常時配置。但し、センターから通信要員へ問い合わせた事案はほとんどない。）

・ 消防指令システムの**維持管理費の縮減**

（特に、通信費用は管轄区域の広域化と比例して高くなる傾向）

1 高知県内15消防本部と県警本部の比較

消防本部 消防指令 （15ヶ所）	区 分	県警本部 通信指令課 （1ヶ所）
46,286件 （119番の出動回数）	出動回数・有効受理件数 （令和5年）	36,584件 （110番の有効受理件数）
80億円程度	システム整備費	40億円程度
20人程度	運用体制	5人程度

2 大分県における「おおいた消防指令センター」の整備効果（令和6年10月運用開始）

※大分県の総人口（令和7年3月1日現在の推計値）：1,080,581人

区分	14消防本部が個別整備 （試算額） 【ケースA】	共同整備（実績額） 【ケースB】	差引 B－A	節減効果
消防指令システム	103.1億円	33.4億円	△69.7億円	
消防救急デジタル無線	55.9億円	31.6億円	△24.3億円	
計	159.0億円	65.0億円	△94.0億円	

耐用年数10年とした場合、
単年度のあたりの節減効果は
約△9.4億円



- 令和7年4月1日現在、**56地域（241本部）**において、消防指令センターの共同運用が行われている。
（例：ちば消防共同指令センター(千葉市他19本部・管轄人口約300万人)、いばらき消防指令センター(水戸市他19本部・管轄人口約200万人)）
- 消防指令センターを共同化することにより、**整備費の削減、現場要員の充実等**を図ることができる。

【メリットの例】

・整備費の削減

共同整備を行った19本部の平均**整備費 ▲49.8%**

〔北はりま消防本部 整備費が **半減** (11.4億円→ 5.8億円)
ちば消防共同指令センター 整備費が **4割減** (61.2億円→38.3億円)〕

・メンテナンス費の削減

整備費に比例するとされる**メンテナンス経費**についても削減可能。

・現場要員の充実

沖縄県消防指令センターでは、**指令人員体制**が従前の**3分の1**（現状29人体制）にすることで、**現場要員の充実**が図れた。

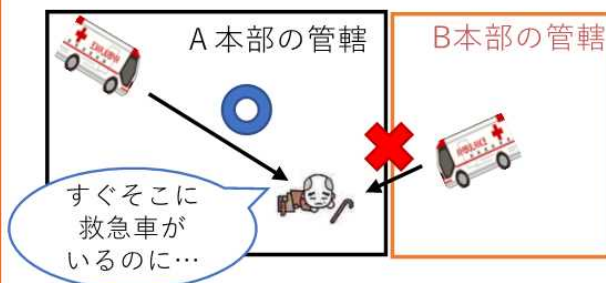
消防指令センターの高度な運用

- 一方、**直近指令、ゼロ隊運用**などの**高度な運用**（共同運用のメリットの**最大限の利活用**）を行っている地域は少ない
→ **直近指令**：約27%（15地域）、**ゼロ隊運用**：約46%（26地域）、**双方とも実施**：約21%（12地域）

高度な運用をしていない場合

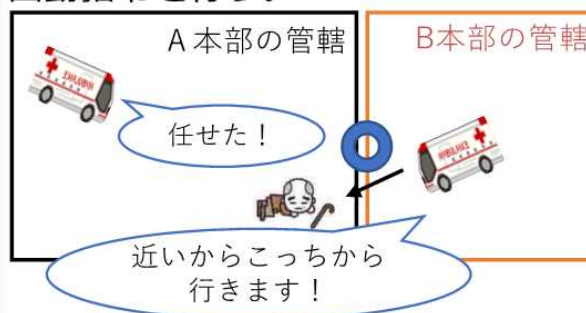
通報があった場合、**管轄消防本部の隊**に出動指令を行う。

➡ **他本部の隊**がすぐに駆けつけることができる状態であっても**出動せず**



1. **直近指令**

現場に最先着できる隊に自動的に出動指令を行う。



2. **ゼロ隊運用**

出動可能な隊がなくなった場合に、他消防本部の隊に自動的に出動指令を行う。



到着時間の短縮を図ることができる。

ちば消防共同指令センターでは、救急通報件数年間約14万件の通報のうち、**約400件（CPA）の直近指令・約250件のゼロ隊運用**を実施しており、**到着時間の短縮**が図れた。



3 広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること

(1) 新法人の名称

資料3

令和7年5月28日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会（第1回）

<検討の方向性>

- 基本構想では、広域連合高知県消防局（仮称）
- **検討会において、「県域消防局」「高知県域消防広域連合」といった意見**
 - ※「市町村消防の原則」から、県の組織と捉えられない方がよいのではないかと

<参考>

- ・消防組織法(第10条)：消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。
- ・地方自治法逐条解説(第291条の4)：「構成団体名と「広域連合」を表示するのが通常であると思われるが、法律上の制限はない。ただし、広域連合であることが名称から明らかである必要がある」

- **候補（案）は以下のとおり**

	広域連合の名称（案）	消防本部としての略称(案)	考え方	例
1	高知県域消防広域連合	・ 高知県域消防局	<u>県の組織と捉えられないように「県域」と明示</u>	上田地域広域連合(〃 消防本部) 奈良県広域消防組合(〃 消防本部)
2	高知消防広域連合 (こうち消防広域連合)	・ 高知広域消防局 (こうち広域消防局)	<u>「地名+広域連合」は他の事例がある</u>	隠岐広域連合(〃 消防本部) 佐賀中部広域連合(佐賀広域消防局) こうち人づくり広域連合(全市町村で構成)
3	高知県消防広域連合	・ 高知県広域消防局 ・ 高知連合消防局	<u>構成団体名と「広域連合」を表示</u>	高知県後期高齢者医療広域連合 (全市町村で構成) 上田地域広域連合(〃 消防本部) 奈良県広域消防組合(〃 消防本部)

原案	広域連合高知県消防局	高知県消防局	<u>県一の広域連合を表すため「高知県」を使用</u>	高知県後期高齢者医療広域連合 (全市町村で構成)
----	------------	--------	-----------------------------	-----------------------------



3（2）本部の設置場所

資料3

令和7年5月28日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会（第1回）

<検討の方向性>

➤ 高知市に置くことについて検討

※県一の消防指令システムを導入した場合スペースの確保が課題のため、通信・システム部会の議論と並行

本部設置場所の考え方（案）

要件	内容
地理的条件	◎ <u>県内各地へのアクセス</u> 県内各地へのアクセスが均等かつ効率的な場所であることが求められる。 ◎ <u>交通の結節点</u> 主要道路や公共交通網が整備された交通の結節点に近接していることが望ましい。
行政機関との連携	◎ <u>官公庁との近接性</u> 消防局本部が県庁、県警本部等の官公庁に近接していることが求められる。 また、国及び他自治体との調整や協力が円滑に進むことが期待される。
広域連合の運営	◎ <u>広域連合事務局と消防局本部との一体性</u> 広域連合事務局及び消防局本部双方の運営の効率化を図るため、これらの事務所は同一場所に所在するのが望ましい。
既存施設の利活用	◎ <u>費用負担の軽減</u> 市町村の財政負担の軽減のため、 <u>既存施設の利活用を検討</u> 。

【参考：消防広域化基本計画（推進計画）における中心消防本部等の指定について】

（市町村の消防の広域化に関する基本指針（令和6年3月29日 消防庁告示第8号））

<中心消防本部の指定>

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

3 令和6年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

（省略）

平成18年以降、広域化を実現した地域の多くでは、都道府県や地域の核となる中心
的な消防本部の 積極的な取組等により、消防本部間の調整が円滑に行われていたこ
とから、地域の実情に応じ、広域化に向けた検討を積極的に進めるための選択肢の一
つとして、地域の核となり広域化の検討を主導する消防本部（以下「中心消防本部」
という。）について、当該消防本部の同意を得た上で推進計画に定めることができる
ものとする。

なお、地域事情にもよるが、一般的には広域化を検討する地域の中で、管轄人口や
消防職員数が多い消防本部を、中心消防本部と定めることが考えられる。

<中心消防本部に対する財政措置>

※令和6年度時点

◆特別交付税：消防広域化準備経費に対する措置率 0.5⇒0.7

<消防広域化重点地域の指定>

広域化の取り組みを先行して重点的に取り組む必要がある
地域として都道府県知事が認めるものを消防広域化重
点地域として指定することができる。

- ・今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある地域
- ・広域化の機運が高い地域

※重点地域の指定を行ったときは、都道府県の支援の内容
とともに公表する。

<重点地域に対する財政措置>

◆防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債
（消防署所等の増改築等）



3（2）本部の設置場所

消防の広域化及び連携・協力の推進にかかる財政措置（令和6年度）

（赤字→拡充項目）



消防の広域化	都道府県	普通交付税	消防広域化推進経費 ・広域化消防運営計画の作成等に関する情報提供、助言等及び消防広域化重点地域の指定、協議会への参加等に必要な経費
		特別交付税 [※1]	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村	特別交付税 [※1]	消防広域化準備経費 （中心消防本部0.7） ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等
			消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要なシステム変更、規程の整備等に要する経費 等
		地方債	防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債 [※2、※3] ・消防署所等（消防署、出張所及び消防指令センターをいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備（広域化後5年度以内に完了するもの。）
一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・消防本部庁舎の整備			
補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。		
連携・協力	都道府県		広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・ 消防の連携・協力に取り組む 市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村	特別交付税 [※1]	消防広域化準備経費 ・消防指令センターの共同運用に参画するために、当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新費用を含む。） ・ 連携・協力実施計画策定経費、協議会負担金 等
			消防広域化臨時経費 ・ 共同部隊の設置に必要な整備費 等
	市町村	地方債 [※3]	防災対策事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築 [※4] （連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ・ 訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）
			緊急防災・減災事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築 [※4] （連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等 ・ 訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）
補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。		

※1 都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに行われたものに限る。

※2 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

※3 広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までである。

※4 消防指令システム及び機器、指令センター建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合、指令センター部分を按分）、消防救急デジタル無線の整備を含む。

※特別交付税の措置率は中心消防本部を除き0.5



3 (3) 広域連合の所掌事務のあり方

資料3

令和7年5月28日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会（第1回）

<検討の方向性>

➤ **広域連合の組織のあり方の検討**（広域連合管理者会議、広域連合議会、選挙管理委員会、公平委員会、方面本部等）

<参考> 基本構想・他事例の比較

	考え方 (法的根拠)	広域連合高知県消防局 (案) ※基本構想時の案	【参考】 奈良県広域消防組合 ※37市町村で構成	【参考】 隠岐広域連合 ※県、4町村で構成	【参考】 高知県後期高齢者 医療広域連合
①執行機関等	広域連合とする場合、 広域連合長を 必置 (地方自治法第291条の4)	管理者会議を設置 ・広域連合長1人 ・副広域連合長1人 ・会員6人(各方面消防本部)	正副管理者会議を設置 ・管理者1人 ・副管理者6人	正副連合長会議を設置 ・広域連合長1人 ・副連合長5人	・広域連合長1人 ・副広域連合長2人
②会計管理者	会計管理者を 必置 (法第168条、第292条)	設置(1人)	設置(1人)	設置(1人)	設置(1人) ※高知市会計管理者が併任
③議会	広域連合の議会の組織 及び議員の選挙の方法 について 規約に規定を 設ける必要 (法第291条の4)	・定数:14人 (県2、市町村12) ・構成団体の議会議員の うちから、構成団体の 議会で選挙 ・任期:構成団体の議会 の議員としての任期	・定数:26人 ・市町村の協議により、 7区分(地区)から選出 ・任期:2年	・定数:14人 (県2、町村12) ・構成団体の議会の議員 のうちから、構成団体 の議会で選挙 ・任期:構成団体の議会 の議員としての任期	・定数10人 (市長1、町村長2、 市議会議員3、 町村議会議員4) ・推薦の上、選挙 ・任期:関係市町村の長 又は議会議員の任期
④監査委員	監査を行う機関を 必置 (法第195条、第292条)	設置	設置(2人) ※組合議員1人、 識見を有するもの1人	設置(2人) ※広域連合議員1人、 識見を有するもの1人	設置(2人) ※広域連合議員1人、 識見を有するもの1人
⑤選挙管理 委員	選挙管理委員会を 必置 (法第291条の4)	設置	— ※一部事務組合は必置でない	設置(4人)	設置(4人)
⑥公平委員会	公平委員会を 必置 (委託可) (地方公務員法第7条)	設置又は委託を検討	設置	島根県に委託	高知県に委託

※執行機関それぞれに事務局を設置。

(奈良県広域消防組合は一部兼務(市町村から派遣された職員)で対応(議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局))

(隠岐広域連合は一部併任で対応(議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会))



3（3）広域連合の所掌事務のあり方

資料3

令和7年5月28日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会（第1回）

<検討の方向性>

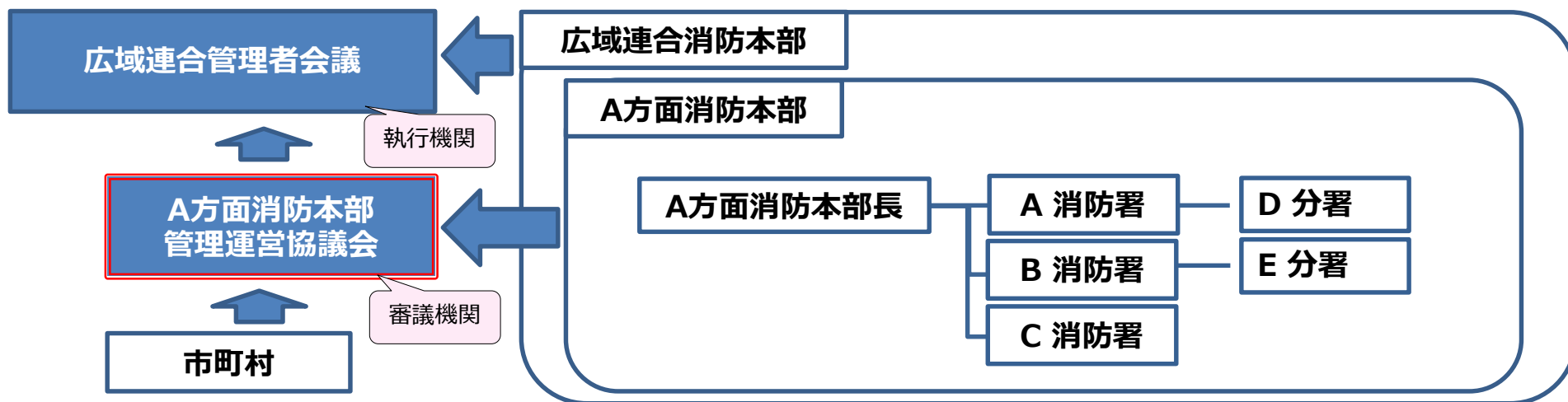
- 「方面消防本部管理運営協議会」及び「方面消防本部」の設置を検討

方面消防本部管理運営協議会のあり方（案）

（※会長：方面消防本部の担当管理者たる市町村長、委員：管轄内各市町村の長）

方面消防本部管轄内における消防行政に関する審議機関

- ・住民に最も身近な市町村長が運営段階から消防行政に十分関与できるよう、方面消防本部管轄内の市町村長で構成される協議会
- ・管轄内の消防行政に関する全般的な事項を審議（※県全域に関する事項の審議は、広域連合管理者会議で実施）



方面消防本部で想定される事務（案）

1. 管理運営協議会の運営

方面消防本部管理運営協議会の開催及びとりまとめ
地域の消防活動に関する協議及び方針の決定

2. 総合企画及び事務の総合調整

方面消防本部の管轄区域における総合的な企画
管轄内各市町村に係る事務の総合調整（窓口）

3. 予算・組織・定数の調整

方面消防本部の管轄区域に係る予算・組織・定数の調整
（※全体管理は、広域連合消防本部で実施）

4. 災害対策本部との調整

災害発生時における管轄内各市町村の災害対策本部との
総合的な調整の実施



3（3）広域連合の所掌事務のあり方

資料3

令和7年5月28日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会（第1回）

<検討の方向性>

- 消防組織法等により市町村が行う事務とされる消防団及び消防水利に関する事務の所掌の範囲を、市町村の任意の判断とすることで良いか検討

消防団事務の実施主体の考え方について（案）

- 消防団事務を広域連合に委託できることとする。（基本構想 第2章「2 所掌事務」(3)に記載）
- 委託する事務の範囲については、基本的には各市町村が判断する。
（現行の消防団との関係を維持することを希望する場合には、その意向を最大限尊重する。）
- 実務的な事務処理や分賦金算定の便宜上、役割分担の形式を「標準形」として以下のとおり位置付ける。
- 単独消防の8市（高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、土佐清水市、香南市、香美市）や、現状が「標準形」と異なる取扱いを行っている市町村については、広域化後の消防団事務の実施主体を各市町村において検討する。
- 各市町村の検討状況を確認した上で、広域化後の消防団事務の実施主体や分賦金等の考え方を基本計画に盛り込む。

主な消防団事務等	標準形（案）
1 消防団の設置主体、消防団長の任命、消防団への出動命令 ※消防団員の任命は、市町村長の承認を得て消防団長が行う。	各市町村 ※左記の事務は、法令上、市町村が行うべき事務とされている。 ※市町村長が消防団への出動命令を行うが、市町村長が直接消防団員を指揮監督することはできず、必要があるときは、消防長又は消防団長を通じて指揮監督を行うべきであると解されている。
2 団員報酬規程の決定・支給	各市町村が条例で決定、各市町村予算から支出
3 消防団固有の装備に係る支出、これに伴う補助金の受給	各市町村予算に計上して支出、受給
4 消防水利など、消防団及び常備消防に共通する事務処理、これに係る収入支出	広域連合予算に計上して収入、支出 （各市町村は広域連合に分賦金を支出）
5 上記以外の消防団に係る各種の事務処理（事実上の準備行為を含む。）、収入支出等	広域連合予算に計上して収入、支出 （各市町村は広域連合に分賦金を支出）



3（４）広域連合の組織ごとの職員配置について

資料3

令和7年5月28日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会（第1回）

<検討の方向性>

- **シミュレーションを参考にして、広域化後の組織体制及び職員配置の方向性の決定**
（「広域連合発足時」、「通信指令業務の集約完了時」の2段階を想定）

現況調査（人役調査）の実施

・現在、県内15消防本部に対して人役調査を実施予定

（令和5年度に実施した調査をベースに、調査内容について3消防本部（高知市、香美市、嶺北）に事前ヒアリングを実施済。
各業務の具体例や令和5年度調査との比較によるセルフチェック項目を追加。）

・調査後、（一財）消防防災科学センターにおいて精査し、ワーキンググループ等で確認

<調査の目的>

- ・県内消防本部は、兼務職員が多いことから、全ての消防吏員等の個々の人役調査を実施
- ・この調査により、現場の消防力を確保するとともに、直接部門と間接部門との兼務を解消するために捻出することができる間接部門の人役を把握するなど、職員配置を検討するベースとする。

<調査項目>

1. 消防本部名 2. 署所名 3. 部署名 4. 階級 5. 年代 6. 性別
7. 人役（間接部門）(1) 管理部門 (2) 総務事務 (3) 指令事務 (4) 警防事務 (5) 救急事務 (6) 予防事務 (7) 消防団事務
（直接部門）(8) 警防業務 (9) 救急業務 (10) 予防業務 (11) その他業務

職員配置の基本シミュレーションの前提条件（案）

・上記の調査実施後、職員配置の基本シミュレーションを実施

- ※他県事例、消防力の整備指針、各消防本部へのヒアリングをもとに、（一財）消防防災科学センターにおいて実施。
- ※「広域連合発足時」、「通信指令業務の集約完了時」の2段階で実施。

<基本シミュレーションの前提条件（案）>

- ・以下の前提条件の下、**間接部門を最もスリム化**した上で、**削減効果分を再配置**する職員配置を基本シミュレーションとして実施。
 - ・職員の総定数 現行水準を下回らないことを基本
 - ・署所数 現状の40署所体制を維持
- ・基本シミュレーションに基づく職員配置の見直し等を行う場合には、必要に応じて再度シミュレーションを実施。

※3交代制の導入や欠員補充などにより職員の総定数が増加するケースのシミュレーションを実施する場合は、必要となる財源の確保の方策についても検討が必要。



3（5）広域連合長や議会議員の選出について

資料3

令和7年5月28日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会（第1回）

<検討の方向性>

➤ 市町村消防の原則に鑑み、広域連合長は市町村長の中から選任することについて検討

<参考> 消防組織法

（市町村の消防に関する責任）第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村の消防の管理）第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

<参考> 基本構想・他事例の考え方

		広域連合 高知県消防局（仮称）	奈良県広域消防組合	隠岐広域連合	高知県後期高齢者医療 広域連合
考え方			構成団体数が同程度	県を含んだ広域連合	県内の広域連合
基本 情報	方式	広域連合	一部事務組合	広域連合	広域連合
	構成団体数	34市町村	37市町村	県+4町村	34市町村
	管轄人口	648,313人	817,466人	18,611人	648,313人
	管轄面積	7,102km ²	3,361km ²	346km ²	7,102km ²
	署所数	20署20分署所	18署12分署7出張所	1署1分署2出張所	－
管理 者	人数	広域連合長1人（副連合長1人）	管理者1人（副管理者6人）	広域連合長（副連合長5人）	広域連合長1人（副広域連合長2人）
	選出方法	市町村長から選任	各選出区分の組合市町村の長の互選により定める代表市町村長の中から、市町村長総会で組合市町村長の長の互選により定める	構成団体の長のうちから構成団体の長による選挙	関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が選挙
	任期	構成団体の長としての任期（※）	2年	構成団体の長としての任期	関係市町村の長としての任期
議会	定数	14人程度 (高知県2,方面本部地域12(2×6))	26人 (市町村の協議により、7区分(地区)から選出)	14人 (島根県2,隠岐の島町6,海士町2,西ノ島町2,知夫村2)	10人 (市長1、町村長2、市議会議員3、町村議会議員4)
	選挙	選出区分の議会において、選出区分の議員の中から選挙（※）	選出区分の議会において、選出区分の議員の中から選挙	構成団体の議会で構成団体の議員の中から選挙	推薦のあった者のうちから議会において選挙
	任期	構成団体の議会の議員の任期（※）	2年	構成団体の議会の議員の任期	関係市町村の長、議会の議員の任期

（※）は基本構想には記載していない事項。

（出典）他団体の情報は、それぞれ公表している例規集、消防年報、ウェブサイトから抜粋



3 (6) 給与及び階級制度等について (7) 人事制度の運用について

資料3

令和7年5月28日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 総務部会（第1回）

<検討の方向性>

(6) 給与及び階級制度等について

- 実状を定量的に把握し、そのうち解消を図るべき格差相当分を特定した上で各職員の処遇を統一
- 職員数が最も多い高知市消防局の現行制度をベースとして検討
- 各消防本部から移行する職員に関する取扱いのルールについては、新たな給与表において、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本

(7) 人事制度の運用について

- 統合後の人事異動の運用について、現行の15消防本部の管轄区域を超えた人事交流のあり方を検討
 - ・多くの消防職員の場合、引き続き管轄区域内での異動が中心となるものと想定
 - ・地元での勤務を希望する職員等へ配慮した制度の検討
- 郡部の小規模本部において発生している人材確保難に伴う欠員への対応を検討
- 新規採用職員の募集方法や配置のあり方

<参考：高知県消防広域化基本構想」Q & A (R7.3.26) > ※一部抜粋

Q11 消防職員の給与等の処遇については、早めに検討すべきではないでしょうか？

(省略)

令和7年度のあり方検討会等から議論を開始した上で、広域連合発足後、処遇改善についても第1期において着手する旨を基本構想でも明記しています。

- なお、広域連合の給与及び階級制度（給与表、階級区分、昇格昇給基準等）、さらに勤務条件に係る制度のあり方については、事務処理の便宜上、職員数が最も多い高知市消防局の現行制度をベースとして検討することとしてはどうかと考えられます。その上で、各消防本部から移行する職員に関する取扱いのルールについては、新たな給与表において、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本として、あり方検討会等の場で実務的に検討されるべきものと考えます。

Q12 消防広域化後、消防職員の異動はどのように行われますか？

(省略)

- 以上を総合的に考慮した場合、広域化後の人事異動の傾向としては、一部の職員については、旧管轄区域外に異動するケースが広域化前よりも一定程度増えることも考えられますが、多くの消防職員の場合、引き続き管轄区域内での異動が中心となるものと想定しています。
- 具体的な人事異動のあり方については、今後、あり方検討会等で議論します。

消防広域化に関する職員関係団体等のご意見

1	高知県消防職員協議会	・ ・ ・ 1
	（1）土佐清水市消防職員協議会	・ ・ ・ 3
	（2）香南市消防職員協議会	・ ・ ・ 4
	（3）高吾北消防職員協議会	・ ・ ・ 6
	（4）高幡消防職員協議会	・ ・ ・ 7
	（5）中土佐消防職員協議会	・ ・ ・ 8
	（6）仁淀消防職員協議会	・ ・ ・ 9
	（7）嶺北消防職員協議会	・ ・ ・ 11
	（8）中芸消防職員協議会	・ ・ ・ 14
2	高知県消防職員連絡会	・ ・ ・ 15
3	高知市消防職員協議会	・ ・ ・ 17
4	元高知市消防局長 本山和平 氏	・ ・ ・ 19

消防広域化に関するご意見等

団体名：高知県消防職員協議会

・人事制度（採用、異動等）について

- 1 現在、県内多くの消防本部で採用試験に対する応募者数が減少傾向にあります。今のままの基本構想で広域化をしてしまうと、確実に減少が進んでしまいます。
- 2 人事異動について、管轄区域を超えた人事交流のあり方を検討するとありますが、その際の官舎等はどうする予定か？また、採用後にどの管轄に配属されるか分からないという不安から新規受験者数が減少し、さらに、賃金・労働条件が現状より悪化した場合には早期退職者も増加して職員数の減少が加速度的に進んでしまうことに県内消防士の多くは不安を抱えています。

・給与制度について

- 1 高知市をベースとして検討とありますが、こちらは確実に進めていただきたいです。
- 2 第2期から給与制度の検討と整備とありますが、こちらに関しては強く反対します。現在、各関係団体の方々と広域化に対して協議していますがこれはあつてはならないことだとの言葉をいただいていますとともに、高知県消防職員協議会としてもそのご意見に強く同意します。

・組織体制、定数配置について

- 1 広域化後も現在の40署所を維持とありますが、広域化して各消防本部の間接部門職員を高知市の本部に集約すると、県内ほとんどの小規模消防本部の現場職員が減少してしまいます。（郡部は兼務している本部もあるため）その減少した直接部門の職員で40署所維持できますか？
- 2 広域化後の職員充足率は63%です。高知市は現在74.2%ですが、広域化後は間違いなく高知市民に対する消防サービスは低下します。高知県内の約半数を占める人口割合を持つ高知市民にその辺りどう説明する予定でしょうか？

高知市の74%を下げないためには、県内の消防職員をあと215名増員する必要があります。それが実現すると高知県に住む住民の皆様にもご納得いただけると考えますが、こちらに住むの皆様にはどのような形で説明するご予定でしょうか？

・福利厚生について

全消防本部の福利厚生が、現状を下回ることはないように協議を進めていただきたい。

・その他

- 1 上記のことを整備するのにあと3年は短いと強く思います。これだけ大きな事業となると、県内に住む住民の皆様をはじめ様々な方に影響を及ぼすと考えます。

令和10年発足という急造広域化について、住民の皆様が納得できる明確な理由があるのならお示しいただきたい。

2 先般のパブリックコメントの全内容を原文のまま新聞やHPに掲載しましょう。当初はその予定であったと伺っていますが…

3 5月14日の記者会見における知事の答弁について

「通信指令システムの最終的な完成形は令和15年ということにおいて、しかし、それまで何もしないということではなくて、できるということは先行してやっていきたいと思いますというスケジュールを、私としては提示させていただいているつもりなので、その意味で8年かけて完成するというのが拙速とか、何で急ぐのかと言われる理由は私はよく分からないというのがまずあります。

と言いつつ、統合そのものの目標は令和10年、3年後ぐらい目標にやっっていこうということで言っておりますから、これはこれで役所的な相場感から言って、そんなに無茶ではないと思うんです」

という知事の答弁がありますが、「できることを先行してやっていく」というのが令和10年の広域化の発足ということが、皆さんのおっしゃる「急いでいる」ということだと思います。広域化に向けて整備することが山積している状況の中で見切り発車することに何の意味があるのかを県民の皆さんにはっきりとお示しいただきたい。

もう一点、「役所的な相場感から言って、そんなに無茶ではない」というご発言ですが、役所的な机上の空論でいうとそう思うかもしれませんが、実際に広域化後に混乱しながらも災害対応をするのは、現場で「住民を守る使命感」を持って勤務する消防職員です。こちらに関しては、県内で働く全ての消防職員のために完全に撤回していただきたい。

消防広域化に関するご意見等

団体名：土佐清水市消防職員協議会

・人事制度（採用、異動等）について

高知県内の消防職員については、現在勤務する場所で勤務したい、自分の家族やその地域を守りたい等、様々な思いを持ち各市町村等で採用試験を受け勤務に努めています。それが、急な県の意向で広域化を進め実現となると、異動がある場合これまでとは違い、全く知らない土地で勤務となり地理も不慣れな管轄で災害対応をすることになります。組織として訓練を通じ資機材等、共通認識を持って活動しなければ、慣れていない場所では事故等が起きる可能性が飛躍的に上がってしまいます。

また、家族が現在の地域にいる場合は、単身赴任のような状態になり、移住する場所、施設等も整備されていない状況で不慣れな土地への異動をさせられると職員へ様々な面（金銭面等）、精神的な面でも負担が増大することも明らかです。希望がある場合以外の他市町村等への異動については、デメリットが多い。

・給与制度について・福利厚生について

高知県消防広域化基本構想の中で、広域連合発足後に給与制度等について検討していくとあるが、発足前になぜ決めてから動かないのか。現在の 15 消防本部で差異がある中で、処遇について現在より下がる消防本部が出ないよう、早めに検討する重要事項だと思う。

条件によっては、多くの批判があり、多くの退職者が出る可能性もあることから、高知県消防広域化のテーマである、「現場要員の確保」というものが困難になるのではないかと思う。

・組織体制、定数配置について

本部機能の集約を通じて間接部門をスリム化し、直接部門職員と間接部門との兼務の解消とあるが実務で考えると、決して人数はたりていないと思う。消防サービスの需要増大に伴い、組織体制、職員の定数について、住民サービスを下げることなく向上させることが必要であり、定数については見直し、増員が必要である。

令和 7 年 5 月 1 9 日

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第 1 回総務部会

消防広域化に関する意見等

団体名：香南市消防職員協議会

*人事制度（採用、異動等）について

- ・所属場所によっては広域化されることにより昇進などが不利になる職員が出てくる可能性がある。
- ・異動によって不慣れな地域に飛ばされてまで働こうと思わない⇒近い考えの職員もいると思うが、ただでさえ消防志望者数も減っているなか、わざわざ消防職員数が減る可能性がある方法を選択する意味が分からない。
- ・結婚や育児に際し住居を固定したい時期に異動があるのは場所によっては単身赴任となる場合があるので避けてほしい。
- ・広域化前に十分協議して広域化後に格差の無いようにしてもらいたい。
- ・現在の給与、待遇面での方針を承知していないが、とりあえず現状のまま広域化だけ先に行うような形は避けるべきである。
- ・職員の採用について今後も各所属でこれまでどおり行うのか、それとも一括で行うのか現在の方針を示してほしい。個人的にはこれまでどおり採用を各所属で行えたほうが地理的な部分への対応もし易いのではと考える。

*地水利の問題について

- ・広域化後、現場隊員の異動、通信指令員の異動に伴い地理に不案内な隊員も出てくることもあると考えられる。近年 GPS を使用して位置情報を取得したり、AVM とナビゲーションシステムを活用している消防本部もありますが具体的な対応策を示してほしい。

*給与制度について

- ・組織が違えば同期でも置かれている立場や階級に相違があると思う。広域化したときに高知市を基準に給与体系を整備するという案もありましたが、本当に可能なのか、またそれぞれの立場が違う職場を混ぜてしっかりと階級を分けることが可能なのか懐疑的である。

*組織体制、定数配置について

- ・間接部門を減らすということ自体難しいと思う。例えば予防業務自体多忙で、ただでさえ少ない人数で許認可や精査が必要な中で、さらに人数が減ると査察へ行けなくなるのは明らかである。人数を減らすことでのコストカットのメリットがあるのは通信指令台を一本化することによる指令業務のみだと思う。

*その他

- ・項判定すら違ったり、消防用設備等の設置基準や審査基準等も各市町村によって違いがあるが、広域連合になりその辺りはどう考えているのか？
- ・そもそも働いている職員が得られるメリットがない気がする。得をするのはお金がない市町村だけではないか。
- ・お金がないことによる広域化との見方もとれるため、予算の割り振りによっては今まで買っていた本当に必要なものが買えなくなる恐れがある。
- ・現在は明確なものが何一つ決まっていないままだ広域化だけ推し進めようと思われが、給与の減額（今の給与だけでなく生涯賃金等も加味して）や異動の条件によっては若い世代を中心に各世代で退職者が多数発生してもおかしくない。自分が生まれ育った町のために働きたいと消防士を目指した自分にとっては、全く知らない土地に異動を命ぜられた時点で十分退職するに値する。消防という仕事は一般企業に比べてそういう意見を持った職員は多いのではないか。また、香南市の予算では今まで買っていた資機材が広域化による予算減額等により買えなくなる場合もあり、香南市単位でみるとそれはつまり住民サービスの低下につながると考えるが、それを上回る住民サービスを向上させる何かが広域化にあるとは現段階では考えられず、住民サービスを低下させたいのか向上させたいのか何をしたいのかが全く分からない。国や県のお役所仕事をしている人たちは賢いと思うのできっといろいろなことを試算してそれでも住民サービスの向上につながるという確固たるものがあるのだと思います。が、さまざまな条件が悪くなってしまうと現場の人間としては当然やる気や向上心も削がれるのが誰しも当たり前のことだと考えますが、そういうことも考慮しての住民サービスの向上でしょうか？異動等による条件悪化には黙って耐えて住民サービスを低下させずに身を粉にして働けはあまりにも酷ではないですか？

消防広域化に関するご意見等

団体名：高吾北消防職員協議会

ご意見については、以下の例を参考に、項目名を付けた上で、分類して記載していただくようお願いします。

（項目名の例）

- ・ 人事制度（採用、異動等）について
異動に伴う地水利の不安

現状とは違う他所への異動によっての新たな人間関係の構築の不安

- ・ 給与制度について
現在 15 消防本部で給料の差異があるが具体的にどのようなになるのか全く分からない。
早い段階である程度の指針を示してほしい。

- ・ 組織体制、定数配置について
- ・ 福利厚生について
- ・ その他

消防広域化に関するご意見等

団体名：高幡消防職員協議会

・その他

基本構想のうち、できることはできる、できないことはできないとハッキリ言っていたきたい。（給料表の統一など）

既にゴールは決まっており、それに向かって既定路線を進んでいるように感じる。どんな意見に対しても耳障りのいい回答しかしていないように見えるので、現場や住民の皆さんの声をないがしろにするのではなく、しっかりと反映するところはしていくようよろしくお願いします。

消防広域化に関するご意見等

団体名：中土佐消防職員協議会

- ・ 人事制度（採用、異動等）について

職員の異動に伴い、通勤距離の増大、慣れない地域や人間関係によるストレス等が上げられると思われます。

- ・ 給与制度について

給与統一するならするで共有して欲しい。

- ・ 組織体制、定数配置について

高幡が組織の規模の変更は見られないですが、前回の案と変わっている理由はなんですか？

- ・ 福利厚生について

採用された自治体に居住しないといけない消防もあると思うが全撤廃となるか？各方面本部の内規に任せるか？

消防広域化に関するご意見等

団体名：仁淀消防職員協議会

ご意見については、以下の例を参考に、項目名を付けた上で、分類して記載していただくようお願いします。

（項目名の例）

・人事制度（採用、異動等）について

Q & A069～にあるような「全県一元化の採用」は、「県全域が配属対象」という“リスク”と捉えられデメリットになりかねないように思います。

建物や路地のみならず、消火栓や防火水槽、自然水利部署位置などの知識は消防士にとって長年積み上げてきた財産の一つであり、住民サービスの最大のメリットだと考えます。新たな配属地となれば必死に調査することは職務として当然ですが、ナビや誘導システムでは緊急時の活動に限界があるように感じるとともに、トラブル増加につながると 생각합니다。

・給与制度について

高知市を100とした場合、その他の本部は概ね90前後であり、全体を100に調整するならば給与総額の上昇は不可避となりますが、広域化後に6年かけて協議するとなっています。また、通勤や住居手当も広域異動となれば増加する（もしくはそんなに予算化してもらえない？）ことも想定されます。職員にとって最も重要な要素である給与等が数年間定まらず、更には「業務が増加し給与は据え置き」などという状況になるかどうか不明です。財源や給与水準、諸手当等は少なくともある程度は設定（想定）して公表していただきたい。

・組織体制、定数配置について

業務のスリム化により、これまで各消防本部が処理してきた業務量が減るのか？簡素化されるのか？正直に言って分かりません。広域化後の本部職員は広域化前の業務量が集中する可能性や、人員増の必要性（O&A060）など考えると、現場（出場隊）職員の増員に繋がるのか疑問が残ります。

広域化後は旧管轄を超えた出動（旧相互応援）が行われますが、署が離れている山間部等は応援出動により出動元の自治体に救急車が不在になることもあります。また、救急隊と消防隊を兼務している本部がほとんどの状況ですので、火災と救急のさび分けも求められるかと思います。応援が来ることで時間短縮のメリットはありますが、応援に出ることで現着が遅延する可能性があることの住民説明が事前に必要だと思います。

・その他

各自治体の消防費確保が困難な未来（現状？）を考えれば広域化は避けられないかもしれませんが、一職員として「森を見ず木を見た場合」は職員の処遇を考えずにはられません。住民サービスについてもメリット・デメリットの公表がなければ、トラブル発生時に現場職員が苦勞することが目に見えています。

消防広域化に関するご意見等

団体名：嶺北消防職員協議会

・人事制度(採用・異動等)について

1 広域化にあたって人事異動はあるか？

先に広域化した奈良県広域消防組合によると、広域化に伴い人事異動等の不満による退職者が大量に出たとのことだ。さらに奈良県広域消防組合は県域の人事異動があるため、それを知った受験者が広域化しなかった奈良市、生駒市及び関西圏単独消防本部に人材が流れているとのことだ。

高知県は県一の広域化とのことだが、奈良県のように広域化しなかった単独消防本部がないため消防受験者数自体が減少するのではないか？

広域化後に考えられる大量退職者や受験数減少から高知県は消防力を維持できているのか？

来たる南海トラフ地震に備えるならば、常備消防職員の減少が容易に考えられる広域化をなぜするのか？

2 先に広域化を実施した奈良県は広域化に伴い、人事異動等に不満を持つ職員が大量退職したとのことだ。当本部職員も、「広域化して管轄をまたぐ人事異動があるなら消防を辞める。」、「家も建てているし地元に残りたいから次の仕事を探している。」といった声があがってきている。

実際に今後を考えて辞めた若い職員もいる。常備消防職員数の減少は消防力低下に直結するとは考えていないのか？

また、知識あるベテラン職員の大量退職は予防係や火災調査係等の年数がものをいう係において知識ある者が退職されると現状維持できないと考える。

3 広域化に伴い、管轄をまたぐ人事異動はあるか？

警察と違い消防は地元で育った者の採用が多くそのメリットも大きい。地理にしても生まれ育った地域なので、大半の職員が地図はもちろんカーナビなど使わなくとも事案発生場所へ最短ルートを通り迅速に向かえている。

広域化後に人事異動があるならば地理が不安要因となる。先に広域化した奈良県広域消防組合は県域の人事異動があるため職員が地理を把握しきれいなためカーナビ頼みとなっており、正確ではない道案内された際に地域住民に指摘されたことがあったと聞いた。

また、実際に奈良県広域消防組合では、人事異動に伴い従来の管轄外で出した救急隊がまず消防署を出て現場の方向が右か左かですら分からない状態になる事例がよくあると聞いた。

さらに地理に不案内なため救急現場に最短ルートで行けず従前より時間を要した事例

もあったと聞いた。こういった奈良県広域の声を聞いて消防において管轄をまたぐ人事異動はデメリットであると理解できる。

救急現場の到着遅延は地域住民の生命に直結する重要な事であり、救える命も救えなくなると思うのだが、どのように考えているのか？

- 4 管轄をまたぐ人事異動にメリットはないと感じる。奈良県広域の職員に聞いたが、目まぐるしい人事異動により慣れない職員との勤務でチームワークが目に見えて低下したとのこと。

さらに、奈良県広域は広域化後に人事異動の不満から大量退職があった。理由としては旧所属採用時に県域異動があることを想定していなかった。この問題はまだ終息しておらず去年度には40名もの職員が退職したとのことだ。

- 5 広域化に伴い、県内での人事異動はあるか？

構想のブロックごとや県内での異動があるなら、今まで地元で自宅から通勤していたものが、ブロックや県域での異動となると今まで要らなかった通勤の長距離化による通勤手当の増加や、マンションやアパートを借りる職員の増加による住居手当の増加等が発生すると思われるが、どう考えているのか？

我々市町村消防職員は、採用条件に異動はなく、その条件であるから地元消防を受験した。むしろ管轄市町村内に居住することが採用の条件である。県庁に努める職員は逆に県域の異動が採用条件にあることを知ったうえで受験しているはずである。県域の人事異動を考えているならば慎重に判断していただきたい。

異動があるなら辞めるという声があがってきている。来たる南海トラフに備えても消防力に直結する常備消防職員の数は減らすべきではないし、減ることが容易に予想されるようなことを条件とすべきではない。

- 6 消防の人事異動にメリットは絶対にないといえる。

警防業務の観点からも地元消防なら、防火水槽の位置、消火栓の位置、さらには地元に住なければ知りえない小道もわかるし、それを長い消防人生をかけ反復し頭に入れているのだが、人事異動があればそれがどうなるか誰が考えても分かる。

4月1日の人事異動した日に火災がないといえるか？火災があったらどうなるか？出動消火隊に地理や防火水槽、消火栓の位置が分かる職員がいらないというようなことは絶対にあってはならない。

迅速な消火活動が求められる消防という仕事において地元の地理を理解することがいかに重要であるかわかってほしい。それはつまり、地域住民の生命、身体及び財産にかかわることである、県はこのことについて真剣に考えていただきたい。

・給与制度について

ずばり給与面はどうなるか？

現状の15本部の平均を取るのであれば、奈良県広域化の際に脱退した奈良市、生駒市のよう本部がでてくるのでは？

当本部のように平均を取れば給与が現状より上がる場合でも、「多少給与が上がっても、県内での異動になるなら通勤時間の増加や、通えない場所ならアパートを借りなければならないから子育てや介護の問題から消防を続けることはできないから辞めるつもりでいる。」といった声があがっている。

- ・組織体制、定数配置について

現状の消防署、分署及び出張所は維持とのことだが、広域化に伴い退職者が県が想定している以上に出た場合は、本当に維持できるのか？

小さな出張所でも無くなれば、別の署や分署からの出動となり現場到着の遅延になるし、教える命が救えなくなる。なにより地域から小さな分署や出張所でもなくなれば地域住民も不安になると思う。

特別交付税なるお金をもらうことも大事なのだろうが、地域住民を安心させられる地元消防としてあり続けたいと思うし、広域化がどうなるか分からないが現状維持のほうがメリットは大きいのではないかと一職員としては思う。

- ・その他

- 1 高知県が消防広域化を焦っているのは令和 11 年 4 月までの特別交付税に間に合うようにとのことだが、特別交付税をもらうための広域化なのか？事実ならば広域化する動機が不純ではないか？

- 2 上記の特別交付税の金額はいくらか？その特別交付税の使い道は？消防に使われるものなのか、そうでないのかを知りたい。

広域化に伴い退職する職員が出てくることは容易に予想される。他人の消防人生を終わらせてまで受け取りたい金額なのか、使い道はどのように考えているか公表すべきではないか？

消防広域化に関するご意見等

団体名：中芸消防職員協議会

・ 人事制度（採用、異動等）について ・ 給与制度について

- 1 階級や昇級はどうなるのか。
- 2 異動や給与は実際どうなるのか。

・ 組織体制、定数配置について

- 1 本部の体制（日勤や隔勤の人数）がどう変わるのか。具体的に教えて欲しい。
- 2 間接部門を減らして事務処理が回るのか。

・ その他

広域化の検討会である程度の方針は決まっており進めているみたいですが、実際は下の者にまで話は来ておらず、当たり前の事がどうなるのか知りたいようです。

高知県のように東西に長く、山間部や交通事情が厳しい地域では、整備指針に基づいた消防広域化の実現には大きな課題があるように感じます。

消防広域化に関するご意見等

団体名：高知県消防職員連絡会

①人事制度(採用・異動)について

新規採用職員について、現状、各消防本部・市町村単位での採用となっていますが、広域連合として一元化採用となった場合、配属される所属は県内全域を対象とした人事となるのでしょうか。年齢層が高く人員が不足する郡部への配属となるのでしょうか。現段階の説明では既存の職員に対しては職員の希望制をとることや土地勘・人的ネットワークを生かし管轄区域での異動を中心とすることとなっており、整合性が取れなくなることが懸念されます。

新規職員の採用や既存職員の人事異動について、広域連合となった場合どの部署が担当することになりますか。

②給与制度について

広域化において、給与制度については働く職員にとって大変重要なことであり、一番不安に思っている部分でもあります。現状、職員の給料表については、各消防本部で策定されている本部もあれば各市町村等の給料表に準じている本部がありますが、その中には同じ職場で働く職員同士(同期採用・同年齢・同役職)で号給の差があり給与格差が生じている状況があります。広域連合として一つの消防組織となった場合、同じ立場で同じ仕事をしているのに給与格差がある状況では職員同士で仕事に対する意識ややりがい等にも影響しかねません。広域連合として給与の一元化を図る際には、まずはきちんと号給調整を行い給与格差をなくした上で給料表への格付けを行うようにしていただきたいと思います。

スケジュール案では広域連合として発足後、第 2 期を目途に給与制度や勤務体制の統一を行うこととなっていますが、そこはきちんと統一をしたうえで広域連合として発足することを強く望みます。

③組織体制・定数配置について

隔日勤務体制について、現状では 3 交代制や 2 交代制をとっている本部や所属が混在しているが、どの制度を採用する方向でしょうか。3 交代制となれば 2 交代制よりも現場職員の人員が多く必要となります。女性職員も増え、働き方改革等で育児や介護等で当直(隔日)勤務ではなく日勤勤務を希望する職員も増えてくると思われるが、そういった部分も踏まえて定数配置や勤務体制を整えていく必要があると考えます。

④その他

働く職員としては、給与制度や人事制度が一番重要だと考えています。しっかりとした制度設計をしていただき、現場で働く職員が自らやりがいや魅力ある職場であると感じていける消防組織でないと、これから消防を目指す職員も増えていきませんし、優秀な人材の離職等にもつながりかねないと考えています。消防広域化によって魅力ある消防組織が構築されれば、おのずと住民サービスの向上にもつながっていくと思います。

消防広域化に関するご意見等

団体名：高知市消防職員協議会

1 高知市民への消防サービス低下について

総務省消防庁が定めている「消防力の整備指針」には、各自治体が目指すべき消防行政の姿が示されています。その中の消防職員数について現在の高知市の実員数は、充足率が74%となっています。一方で高知県が現在の規模で単一消防本部となった場合には、その充足率は63%となってしまいます。これでは高知市の消防サービスは低下してしまい、消防職員の任務である市民の身体・生命・財産をあらゆる災害から守ることができなくなる可能性が高いと言わざるを得ません。そのため、高知市消防職員協議会として高知市の消防サービスが低下するのであれば消防広域化には賛成することができません。

2 職員の処遇について

給与、階級制度及び勤務条件に係る制度のあり方は、消防広域化後の第2期に協議するとなっています。社会一般的な考えとして、就職先を探しているときに、給与も勤務条件もこれから検討しますという消防組織に就職したいと考える人がいるのでしょうか？これでは益々、人材確保が困難な状況になってしまいます。

我々も消防という仕事に誇りと責任を持っていますが、家族の生活も背負っています。また、高知市役所で高知市民のために働きたいと思って現在の仕事を選んでいきます。そのため、将来の見通しが全く立たない消防広域化を前にして、転職や退職を検討している消防職員も少なからずいます。職員の処遇については、シミュレーションに基づき広域連合高知県消防局（仮称）発足前にしっかりと確定した方針を示していただきたい。

3 消防広域化のシミュレーションについて

基本構想の第一章で消防広域化の趣旨及び目的として、人口減少が進行する中にあっても必要な県内消防力の確保を図り県民の安全・安心に資するとあります。一方で、シミュレーションが行われるのは令和10年度・広域連合発足時と令和15年度・県一消防指令センター運用開始時の2つの時点と聞いています。本当に県民の安全・安心を確保するのであれば、国や県の支援が最も大きいタイミングを選ぶのではなく、20年先・30年先に提供できる消防サービスがどのようになっているのかを検証しなければ、検討価値のある調査にはならないと考えます。

4 秋田県消防広域化との比較と今後のスケジュールについて

秋田県も、高知県と同様に県一消防広域化の検討を進めています。高知県がA4用紙3ページの高知県消防広域化基本構想で令和7年度中に市町村議会の合意を目指している

のに対して、秋田県消防広域化推進計画は 66 ページにわたる具体的な計画を作り、進捗に合わせて協議・検討をしながら令和 11 年 4 月までの 5 年をかけて推進していく丁寧な計画となっています。高知県の人口減少が一刻の猶予もない状況であることは理解していますが、何もかもが今後検討するとされているにもかかわらず、検討の期間も取らずに消防広域化の実施を決めようとする姿勢には不安と不信を感じざるを得ません。ぜひ丁寧で十分な検討期間を取っていただき、本当に高知市民と高知県民のためになるのか、将来にわたって安全と安心が確保されるのかを議論した上で、結論が出されることを切望いたします。

5 今後の高知県消防広域化基本計画あり方検討会の進め方について

今回、専門部会①の総務部会において職員関係団体としてヒアリングを実施していただけの訳ではありますが、現状として消防広域化の課題についてはまだ何もシミュレーションがされていない状況です。何も決まってないことに対しての意見は希望的観測でしかないと言わざるを得ません。働き甲斐のある消防職場を目指すためには、消防職員の意見が不可欠です。今後の高知県消防広域化基本計画あり方検討会をより良いものにするためにも、シミュレーション結果を踏まえた上で現場の消防職員の意見を取り入れる機会を専門部会③と専門部会④にも設けていただきたいと思います。

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回総務部会への意見書

令和7年5月 28 日

元 高知市消防局長 本山和平

この意見書は、高知県危機管理部 江渕部長からの依頼により「高知県消防長会が広域化についての議論を再開した当時(令和4年度)の想い」について作成しました。

まずもって、最初に申し上げておきますが、私は高知県の消防の広域化を推奨するものでも否定するものでもありません。

ただ、昨今の人口減少の状況から、将来的には県内の消防本部が徐々に消滅していき、いわゆる「消防力の空白地帯」が出現する可能性は高いと感じていたため、まずは、消防本部が消滅しない方策や消滅した場合でも「平等な消防サービスを提供できる体制」への移行は必要であると考えていました。

この考えの根本には、昭和22年に制定された消防組織法第1条(消防の任務)「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」と、同法第6条(市町村の消防に関する責任)「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」により、一般的には「消防は管轄内のあらゆる災害に対応しなければならない」ことと、第8条(市町村の消防に要する費用)「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。」では、一般的に消防費は「その管轄内の住民により賄われている。」(もちろん普通交付税等に賄われている部分も多いことは承知)ことから、県内のどこかで消防本部が消滅したときに、残存する消防は「管轄内の災害」には対応しますが「管轄内の住民が消防本部が空白となった地域で災害等に見舞われた際には助けられない」事態が発生することから、せめて高知県民が高知県内で災害等に見舞われた場合には平等な消防サービスが提供できるような何らかの対応は必要になってくると思っていた。

補足;分かりやすく言うと「消防本部が消滅した場所で、高知市民が救急車を要請しても、近隣の救急車が管轄内住民はもとより外国人や県外客等の搬送のため不在となっている場合には対応ができない」ことは、消防は「その管轄内の災害」には対応するが、「管轄の住民が管轄外に出た場合には対応できない」、一方で「管轄内の救急等は管轄内外の居住を問わず対応する」現実があり、交通インフラ等が発達した今日、地域住民の生命・身体・財産を守っていくために、大きな視点で消防行政を運営していく必要があると感じていた。

こうした折、令和5年度に開催された、総務省消防庁の「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」に委員として参画し、「消防を取り巻く社会環境等の変化」や「消防活動における広域化等の必要性」など、人口減少や災害の激甚化・多様化等、消防行政を取り巻く環境の変化に適切に対応していくための方策について検討したことから、さらに高知県内の消防体制は近い将来、人口減少等により現行の15消防本部体制が維持できなくなってくる可能性が高いと感じたことが高知県消防長会で広域化の議論を提案したきっかけでした。

高知県消防長会の議論の出発点は、「人口減少が進む中、10年先を見越した議論をそろそろ始めませんか」であり「決して広域化ありきではない」ことがベースでした。

検討の中で、私が重要視していたのは下記の事項だったと記憶しています。

- ・ 広域化の議論には、県のリーダーシップが重要。
- ・ 「県内3～6消防本部」の広域化は課題を先送りするだけで意味がなく、広域化をするなら「県内1本部」が基本。
- ・ 奈良広域や十勝広域などの先行事例の話から、構成市町村との予算や政策協議に多くの時間と労力が必要となることから「県1消防」は知事直轄で県議会での承認等で予算執行が可能な体制。
- ・ 住民や消防職員を含め市町村長の理解は必要不可欠であり丁寧な議論を積み上げる。
- ・ 全国でも「県1消防」は初となるため、消防組織法の改正(第6条から8条等の「市町村」「県」に読み替え等)やイニシャル・ランニング等のコスト面の優遇制度等、県と国の協力が必要。
- ・ 広域化を進めるには、現行の消防職員数では不足しており、「消防力の整備指針」に応じた職員数を目標に、少なくとも全国平均の定数に近づける。
- ・ 段階的な広域化ではなく、職員の処遇やハード面の整備等、広域化後の将来を明確にしたうえで進める。

こうした私の考えを含め、令和5年度に県内の全消防長等が参加する検討会で議論した結果として取りまとめた「高知県消防広域化推進計画改定方針骨子」において、「全県的な取組として、県一消防広域化を推進する」ことを明記しました。

いずれにしても、高知県内の消防力を維持するためには、広域化の検討は避けては通れないと感じておりますが、今般、示された「高知県消防広域化基本構想」により高知県内の消防体制が大きく変化する期待と不安が入り混じっている状況と聞いておりますので、くれぐれも消防職員はもとより地域住民が将来に希望を持てる丁寧な議論をお願いいたします。

「高知県消防広域化基本構想」Q & A

高知県消防広域化基本構想の公表にあたり、パブリックコメントなどでいただいた主なご意見に関する県としての考え方のポイントを取りまとめて、Q & Aを作成いたしました。

<Ⅰ 消防広域化の必要性>

Q 1 なぜ消防広域化で、一気に県一が必要なのでしょうか？

<Ⅲ 消防広域化基本構想 第2章 新たな組織の骨格案>

Q 2 広域連合長は、誰が選任されることを想定しているのでしょうか？

Q 3 県一消防広域化で、消防署の統廃合が進む可能性はありますか？

Q 4 消防広域化によって、消防団と消防署の関係はどうなりますか？

Q 5 消防広域化に対して国や県からの財政支援はあるのでしょうか？

Q 6 分賦金や人員配置のシミュレーションは、どのように行われるのでしょうか？

Q 7 県一消防広域化によって、各市町村の財政負担は増えるのでしょうか？

Q 8 広域連合への財産移転に伴い、市町村の貸借対照表上、資産が減少し負債のみが残ることが懸念されますが、どのように対応するのですか？

<Ⅲ 消防広域化基本構想 第3章 新たな組織における業務展開の方向性>

Q 9 消防広域化後、消防職員の充足率は向上するのでしょうか？

Q 10 消防広域化後、消防職員の採用はどのように行われますか？

Q 11 消防職員の給与等の処遇については、早めに検討すべきではないでしょうか？

Q 12 消防広域化後、消防職員の異動はどのように行われますか？

Q 13 消防広域化後の県の消防本部の設置場所はどこになりますか？

Q 14 通信指令業務の集約化を前倒しすべきではないでしょうか？集約化までの間、現消防本部の消防指令システムの更新はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

<Ⅲ 消防広域化基本構想 第4章 新体制への移行スケジュール案>

Q 15 消防広域化は、スケジュールありきで進めるのでしょうか？

Q 16 消防広域化基本構想の策定過程はどのようになっていたのでしょうか？

Q 17 消防広域化基本構想（骨子案）に対する意見公募ではどのような意見が多かったのでしょうか？

※Q & A中は、以下のとおり、正式名称を略称で記載しています。

- | | |
|---------------------------------------|------------|
| ・高知県消防広域化基本構想 | …基本構想 |
| ・高知県消防広域化基本計画（消防組織法第33条第1項に規定する推進計画） | …基本計画 |
| ・高知県消防広域化基本計画あり方検討会（、専門部会及びワーキンググループ） | …あり方検討会（等） |

Q 1 なぜ消防広域化で、一気に県一が必要なのでしょう？

(答)

- 県内の消防本部の多くは小規模であるため、消防広域化によるスケールメリットを生かし、間接部門を集約して、そこから生じる人員を直接部門である現場に振り向けることが重要です。
- その観点から考えますと、統合は広範囲で行うほど効果的であり、例えば県内3区分から始めるといった形で段階的に進めるのではなく、一括して広域化することが統合のメリットを最も大きくかつ速やかに実現できる手法であると考えられます。
- また、広域化に伴う新組織の設立には相応のコストがかかりますので、段階的な統合ではかえって費用がかさみ、費用対効果が見合わなくなる可能性が高くなります。
- このため、広域化するのであれば、県全体で一括して県一で実施することが最もスケールメリットを発揮できる方法であり、妥当であると考えています。

Q 2 広域連合長は、誰が選任されることを想定しているのでしょうか？

(答)

- 地方自治法では、広域連合の長は、広域連合の規約に基づき定めるところにより、広域連合を組織する地方公共団体の長（全市町村長及び知事）の投票により選挙することと規定されています。
- 県としては、消防組織法にうたわれている市町村消防の原則に鑑み、広域連合長は市町村長の中から選任されることが適当であると考えます。
- 具体的な選出方法については、あり方検討会等で議論を進めます。

Q 3 県一消防広域化で、消防署の統廃合が進む可能性はありますか？

(答)

- 今回の消防広域化は、消防署所や消防職員等の削減を目的とするものではなく、人口減少が進む中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の確保を図ることを目的としています。

- このため、基本構想では、現在の消防力の水準を確保する観点から、消防署所の組織体制は、少なくとも第1期までの間においては、現行の40消防署所体制を下回らないことを基本として検討することとしております。
- 今回の広域化とは別に、将来的に例えば更なる人口減少や交通事情の改善などの著しい環境変化が生じた場合には、広域連合及び関係市町村の間で組織の再編や費用負担ルールの見直し等の対応が協議される可能性はあると考えています。

Q 4 消防広域化によって、消防団と消防署の関係はどうなりますか？

(答)

- 消防団は、消防組織法に基づき、市町村ごとに設置された消防機関として法令上は市町村長の指揮下に入りますが、実際の活動の場面では、同法の規定により、地元の消防署長の所轄の下、消防活動を行うことで、双方の密接な関係が保たれています。
- このような消防団と地元の消防署との関係は、消防広域化により、市町村長の消防本部に対する指揮監督権が広域連合に委ねられた後においても、維持していかなければなりません。
基本構想では、現行の40消防署所体制を確保することを基本として検討することとしており、実際の消防活動の場面における消防団と消防署との関係は保たれるものと考えています。
- また、消防団事務は、現在、市町村からの委託で消防本部が担っている場合も多いことも踏まえて、引き続き広域連合（具体的には消防署所等）に市町村が事務を委託することができることとしていますので、地域での実情や必要に応じて、現状の体制を続けることが可能となっています。
- このように、広域化が行われたとしても、消防団と、地元の消防署との、連携や協力体制は、現在の関係を維持していけるものと考えていますが、その際の市町村長の関与のあり方などについては、今後も、あり方検討会の場等を通じて、丁寧に議論を行います。

Q 5 消防広域化に対して国や県からの財政支援はあるのでしょうか？

(答)

- 国の財政支援としては、市町村への特別交付税による消防広域化臨時経費（消防本部の名称・場所の変更等、業務の統一に伴うシステム変更、規定整備等）への支援や、緊急防災・減災事業債による消防署所等の増改築に係る経費への支援等があります（令和6年度時点）。
- 本県が推進する県一消防広域化は全国に先駆けた取り組みであり、国の財政措置を最大限活用できるよう、県として国に対し財政支援策の大幅な拡充を求めていることを検討しています。
- また、県の財政措置としては、あり方検討会等の設置・運営や、分賦金・人員配置シミュレーションの経費として、令和7年度予算に2,900万円を計上しており、今後も必要に応じて検討してまいります。

Q 6 分賦金や人員配置のシミュレーションは、どのように行われるのでしょうか？

(答)

- 分賦金及び職員配置のシミュレーションは、令和10年度（広域連合発足時）と令和15年度（県一消防指令センター運用開始時）の2つの時点を対象に実施する予定です。
それぞれの時点で、消防広域化を行った場合と、現状の15消防本部体制を継続した場合を比較し、シミュレーションを行います。
- シミュレーションの前提条件は、あり方検討会等で事前に確認を行った上で設定して実施する予定です。
また、シミュレーションに必要な基礎データとして、各消防本部の消防力、職員配置、運営経費などについて情報収集し、現状を把握した上でシミュレーションを実施します。
- シミュレーション結果は、あり方検討会等に報告し、これを踏まえて新体制下での組織や財政を検討し、令和7年度中に策定予定の基本計画に反映します。
- なお、シミュレーションに必要な経費は、県の令和7年度当初予算に計上しており、調査事業の経験が豊富で、消防、防災を専門とする調査機関に委託することとしています。

Q 7 県一消防広域化によって、各市町村の財政負担は増えるのでしょうか？

(答)

- 分賦金の算定については、市町村普通交付税算定に係る消防費の基準財政需要額等に応じて算定した額を基本とすることを想定しており、これまで基準財政需要額の規模に比して実際の消防関係経費の支出が抑制されてきた市町村等においては、現状の消防への負担額から増える可能性があります。
- このため、負担増への対応として、基本構想では、広域連合設立後に消防事務の組織・業務の一本化が完成するまでの間においては、基礎サービス分に係る分賦金の額のうち、各市町村における常備消防サービスの実態を鑑み、過大と認められる額を控除することができるものとしています。
- 一方で、他県では、消防指令システムの整備及び保守運用並びに消防車両の購入等において、消防本部ごとに購入した場合と比較して大幅な経費削減が実現した事例があります。
本県の消防広域化においても、スケールメリットによる同様の経費削減効果の実現により、構成市町村の負担軽減を目指します。
- 消防広域化後の財政については、職員の人件費、資機材の購入及び施設整備等に要する経費のシミュレーションを行い、その結果を踏まえて、分賦金の算定方法の詳細等について、あり方検討会等で議論を進めます。

Q 8 広域連合への財産移転に伴い、市町村の貸借対照表上、資産が減少し負債のみが残ることが懸念されますが、どのように対応するのですか？

(答)

- ご意見を踏まえて、基本構想における既存財産の取扱いを見直し、不動産及び償却資産については、現市町村等に所有権を残し、広域連合への無償貸与を行うこととしました。
- この結果、市町村等には、負債見合いの資産が残ることとなり、貸借対照表のバランスが大幅に悪化することは避けられるものと考えます。

- ただし、一部事務組合の解散等により、不動産及び償却資産が広域連合に無償譲渡のみ行われる場合は、市町村に譲渡前の負債は残ることになります。

Q 9 消防広域化後、消防職員の充足率は向上するのでしょうか？

(答)

- 消防広域化後における、消防職員の充足率については、現時点では、算定が出来ておりません。
- 県全体としての充足率の算定に必要な職員数（分子）については、基本構想でお示ししている、現行水準を下回らない職員の総定数をベースに、来年度、シミュレーションを行っていくことにしています。
- 算定にあたって、もう一つ必要となる、消防力の整備指針による職員の目標数（分母）については、これまで、現状の15消防本部、それぞれの目標数を足し合わせたものを用いてきました。
- 広域連合発足時は、県民人口65万人を1つの消防本部として全県を管轄することになり、目標数（分母）についても、スケールメリットを反映した算定に見直す必要があります。
- 具体的な目標数は、あり方検討会等で議論をスタートし、広域連合発足時までには定めることとしており、充足率については、その時点でお示しできると考えています。

Q10 消防広域化後、消防職員の採用はどのように行われますか？

(答)

- 消防広域化後は、消防職員の採用を広域連合として全県で一元的に行うことを想定しています。
- 地域の若年人口が減少する中、郡部の小規模な消防本部では消防吏員の確保が難しくなっているとの声がありますが、消防広域化により常備消防組織全体の規模が拡大し、職場としての魅力が向上することで、人材確保がしやすくなることが期待されます。

- なお、具体的な消防職員の採用及び配置の方法については、今後、あり方検討会等で議論します。

Q11 消防職員の給与等の処遇については、早めに検討すべきではないでしょうか？

(答)

- 消防職員の給与制度などの処遇については、現行の15消防本部で差異がありますが、その実状を定量的に把握し、そのうち解消を図るべき格差相当分を特定した上で各職員の処遇の統一を図るまでには、財源の確保や個別の運用調整を含めて相当の時間を要することが想定されます。

そのため、基本構想では、第1期は間接部門を集約・スリム化し、現場の消防力を確保することを優先した上で、第2期末までに消防職員の処遇統一を目指す方針です。

- パブリックコメントで職員の処遇等に関する意見が多く寄せられたことを踏まえ、給与等、消防職員の処遇の統一に向けた議論も早期に開始し、諸条件が整った場合には、実行に向けて早期に着手すべきものと判断しました。

このため、令和7年度のあり方検討会等から議論を開始した上で、広域連合発足後、処遇改善についても第1期において着手する旨を基本構想でも明記しています。

- なお、広域連合の給与及び階級制度（給与表、階級区分、昇格昇給基準等）、さらに勤務条件に係る制度のあり方については、事務処理の便宜上、職員数が最も多い高知市消防局の現行制度をベースとして検討することとしてはどうかと考えられます。その上で、各消防本部から移行する職員に関する取扱いのルールについては、新たな給与表において、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本として、あり方検討会等の場で実務的に検討されるべきものと考えます。

Q12 消防広域化後、消防職員の異動はどのように行われますか？

(答)

- 人事異動は、一般的には消防職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて行われるべきものと考えます。

- 長年にわたる市町村消防の原則の浸透により、多くの消防職員は自らが、これまで培ってきた土地勘や地域での人的ネットワーク等を生かすためにも、地元の消防署所での勤務を望む場合が多いと考えます。
- また、同様に、広域連合の意思決定過程において大きな比重を占める市町村長や市町村議会議員の方々の間でも、地域の消防署所の人員配置については地元出身者などの地元の事情に通じた職員を中心とした体制を希望する意見が大半を占めるものと思われます。
- 他方で、異動による職員のモチベーションやスキルの向上や、小規模な所属での人事の硬直化に伴う弊害の解消といった観点から、広域的な異動の持つ積極的な意義を評価する声もあります。
- 併せて、広域化に伴う間接部門の集約化等により、広域化前に比べて旧消防本部管轄地域の範囲を越えた人事異動が必要となる場合が増加することが想定されます。
- 以上を総合的に考慮した場合、広域化後の人事異動の傾向としては、一部の職員については、旧管轄区域外に異動するケースが広域化前よりも一定程度増えることも考えられますが、多くの消防職員の場合、引き続き管轄区域内での異動が中心となるものと想定しています。
- 具体的な人事異動のあり方については、今後、あり方検討会等で議論します。

Q13 消防広域化後の県の消防本部の設置場所はどこになりますか？

(答)

- 広域連合の本部は、高知市が地理的に県中央部に位置し、県人口の約半分を占めていることに加え、国及び県等の官公庁へアクセスも良好なこと、さらに、広域化に当たっては高知市消防局が中核的な役割を果たすこと等を考慮し、高知市内に設置することを想定しています。
- また、広域連合事務局及び消防局本部双方の運営の効率化を図るため、これらの事務所は同一の建物内に設置することとし、その際には、財政負担を軽減する観点から、既存施設の利活用を基本として検討することが望ましいと考えます。

- こうしたことから、広域連合の本部は、現在の高知市消防局本部が所在する建物に併せて設置することがまず検討されるべき選択肢であると考えます。
- しかし、広域化による、間接部門の集約に伴い、現行の高知市消防局が置かれている建物では執務スペースが不足する可能性があります。
- また、発災時にリアルタイムで情報共有ができるよう、消防本部と同一の建物内に県一消防指令センターを設置することが望まれますが、県一消防指令センターの整備には、現在高知市消防局本部に併設されている高知・土佐消防指令センター以上のスペースが必要になることも想定されます。
- このため、広域連合発足後、当面の間は、高知市消防局の本部施設を転用することを基本として想定するものの、県一消防指令センターを整備する段階においては、広域連合本部を設置する建物を新たに整備する必要性を生じる可能性もあり、これらの論点について、一体的に検討する必要があると考えます。

Q14 通信指令業務の集約化を前倒しすべきではないでしょうか？集約化までの間、現消防本部の消防指令システムの更新はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

(答)

- 通信指令業務の集約化については、各消防本部の現行システムの更新時期に違いがあることや、多額の整備費用が掛かり、財政的な負担が大きいことを踏まえると、施設の標準的な耐用年数を考慮して、相当程度先の時点での集約化を想定しないと、消防本部間の合意を得ることは難しいものと考えます。この点、基本構想では、高知市の現行システムの更新期となる第2期末を目途に整備することを想定しています。
- あり方検討会等では、各消防本部が消防指令システムを個別に整備する場合と、一括して整備する場合の費用比較や、通信指令業務に必要な人員配置に関するシミュレーション等を早期に行い、新システムへのスムーズな移行計画も含めて議論を行います。

- 今後の協議の結果、第2期を待たずに、より早期の集約化について市町村・消防本部間で合意が得られた場合には、前倒しで対応することも考えられます。

Q15 消防広域化は、スケジュールありきで進めるのでしょうか？

(答)

- 県内の常備消防組織の一元化を目指す消防広域化は、各消防本部の存廃を左右し、県内全ての市町村をはじめとする多くの関係者が関わる一大プロジェクトです。
そのため、一定のスケジュール感や目安となる目標の時期を示して、関係者の共通の認識のもとで議論を進めることが不可欠であると考えます。
- こうした観点から、基本構想では現時点で県として最も望ましいと考えるスケジュール案を提示しています。
- 一方、法令上、法定協議会の設置と広域連合の設立の際には、県内全ての市町村議会及び県議会において、合わせて2回の議決をいただくことが必要となります。
このため、全ての市町村と消防本部の理解やコンセンサスなしに、消防広域化を進めることはできず、基本構想決定後は、関係者の理解を得られるよう必要な調査分析を行い、十分な意思疎通を図りながら、広域化実現に向けたプロセスを丁寧に進めていく必要があると考えています。
- したがって、スケジュールについては、今後、各プロセスの進捗状況に応じて各年度末時点で必要な見直しを行っていくことを想定しています。

Q16 消防広域化基本構想の策定過程はどのようになっていたのでしょうか？

(答)

- 消防の広域化を進めるにあたっては、県内全ての市町村や消防本部の理解や、コンセンサスを得るためにも、丁寧に議論を進めることが不可欠です。
- このため、県では、議論のたたき台となる、基本構想骨子案の公表に先立ち、まずは昨年10月に、全ての消防長に対してその内容の説明をした上で、ご意見をお聞きしました。

- また、11月初旬から約1か月程度かけて、各市町村長を訪問し、ご意見をお聞きするとともに、11月末には、市町村担当課長に対して、あらためて骨子案の説明を実施しました。
- さらに、11月29日の骨子案の公表後、パブリックコメントを1月6日まで実施し、その中では、消防職員や消防団員などから、26通、138件にのぼる、様々なご意見をいただきました。
- このように、様々な関係者から丁寧に声をお聞きしたところです。
- これらのご意見を踏まえ、骨子案の一部を修正した上で、基本構想を決定するとともに、県としての考え方を整理した本Q&Aも公表しました。

Q17 消防広域化基本構想（骨子案）に対する意見公募ではどのような意見が多かったのでしょうか？

（答）

- 高知県消防広域化基本構想（骨子案）に対するパブリックコメントは、令和6年11月29日から令和7年1月6日までの39日間実施しました。
- いただいた御意見は、全て市町村や消防の関係者から提出されたもので、全体で26通で、御意見を内容に応じて区分すると、138件となります。
- いただいた御意見のうち、最も多かったのは、骨子案第3章の2の「組織・人事」に係るもので、職員の給与、処遇、人事異動、定数、人員配置等に関する御意見が47件ありました。
- 2番目に多かったのは、骨子案第4章の「新体制への移行スケジュール（案）」に係るもので、丁寧な議論を求めるものやスケジュール等に関する御意見が20件ありました。
- 3番目に多かったのは、骨子案第3章の3の「施設・装備」に係るもので、通信指令システム等に関する御意見が14件ありました。

高知県消防広域化基本構想 附属資料『県内消防本部の現況』

消防本部名	構成市町村名	管内人口	管内面積	消防職員					消防財政（令和５年度）					消防需要（令和４年）			消防指令システム			消防団（令和６年度）		
				指針による算定数 （令和４年度）	実員数 （令和４年度）	消防費基準財政需要額に応じた標準的な職員数（令和６年度）	勤務体制 （令和６年度）	給与水準 （高知市消防局を100としたときの指数） （令和５年４月１日時点）	消防費基準財政需要額（百万円）	決算統計における消防費（百万円）			火災出動件数	救助出動件数	救急出動件数	システム整備年度	システム更新予定年度	更新（予定）金額	条例定数	消防団員数	消防団事務	
										経常的経費（普通建設事業費以外）	うち一般財源等充当額	投資的経費（普通建設事業費）										
高知市消防局	高知市	316,676人	309.00km ²	532人	395人	412人	３部制	100.0	3,530	5,798	3,848	3,676	1,950	101件	83件	20,432件	2023年度（R05） R05.11	2033年度（R15）	28.00億円	900人	698人	消防本部
室戸市消防本部	室戸市、東洋町	12,573人	322.24km ²	73人	51人	45人	２部制	92.4	396	813	694	541	119	17件	5件	1,433件	2014年度（H26）	2027年度（R9）	4.00億円	409人	365人	室戸市：消防本部 東洋町：役場
安芸市消防本部	安芸市、芸西村	18,777人	356.76km ²	50人	37人	56人	２部制	90.2	485	646	404	352	242	11件	19件	1,554件	2013年度（H25）	2025年度（R07）	2.40億円	372人	310人	安芸市：消防本部 芸西村：役場
南国市消防本部	南国市	45,724人	125.30km ²	104人	70人	75人	３部制	94.1	645	1,031	727	592	304	25件	33件	3,010件	2024年度（R06） R07.02	2034年度（R16）	2.62億円	350人	339人	消防本部
土佐市消防本部	土佐市	24,951人	91.50km ²	76人	49人	49人	２部制	92.8	424	1,037	571	494	466	14件	7件	1,716件	2023年度（R05） R05.11	2033年度（R15）	高知市に含む。	331人	331人	消防本部
土佐清水市消防本部	土佐清水市	11,243人	266.01km ²	76人	37人	36人	３部制	92.2	314	491	354	347	137	4件	6件	896件	2014年度（H26） H27.03	2026年度（R08）	0.64億円	425人	362人	消防本部
香南市消防本部	香南市	31,904人	126.46km ²	71人	49人	73人	３部制	95.3	629	1,877	516	459	1,361	24件	15件	1,977件	2012年度（H24）	2025年度（R07） R07.06	0.90億円	315人	229人	消防本部
香美市消防本部	香美市	25,479人	537.86km ²	102人	57人	64人	３部制	92.4	553	896	619	568	277	19件	17件	1,734件	2015年度（H27）	2025年度（R07） R08.01	2.30億円	400人	310人	消防本部
高吾北広域町村事務組合消防本部	仁淀川町、佐川町、越知町	20,727人	545.75km ²	87人	50人	77人	２部制	89.7	670	677	581	566	96	8件	31件	1,624件	2015年度（H27）	2025年度（R07）	1.5億円	633人	548人	役場
高幡消防組合消防本部	須崎市、中土佐町、檮原町、津野町、四万十町	46,906人	1,404.99km ²	295人	141人	152人	２部制	92.3	1,313	2,465	1,815	1,692	650	30件	39件	3,527件	2014年度（H26）	2027年度（R09）	未定	1,262人	1,101人	消防本部 各団該当署所 各団該当役場
仁淀消防組合消防本部	いの町、日高村	24,813人	515.82km ²	93人	59人	69人	２部制	95.5	598	1,002	798	716	204	18件	18件	1,665件	2023年度（R05） R06.01	2033年度（R15）	0.69億円	553人	425人	いの町：消防本部 日高村：役場
幡多中央消防組合消防本部	四万十市、黒潮町	40,590人	820.78km ²	139人	80人	105人	２部制	94.3	899	1,631	1,202	1,103	429	14件	40件	2,424件	2013年度（H25） H25.10	未定	未定	886人	816人	消防本部
幡多西部消防組合消防本部	宿毛市、大月町、三原村	23,287人	474.27km ²	117人	63人	70人	２部制	92.6	611	999	922	683	77	11件	20件	1,746件	なし	－	－	708人	661人	消防本部
嶺北広域行政事務組合消防本部	本山町、大豊町、土佐町、大川村	9,693人	756.68km ²	58人	38人	46人	２部制	92.3	515	494	455	446	39	11件	24件	907件	なし	－	－	740人	599人	役場 一部消防本部
中芸広域連合消防本部	奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	9,082人	449.47km ²	56人	40人	59人	２部制	91.9	415	598	410	402	188	7件	10件	831件	2015年度（H27）	2028年度（R10）	未定	241人	201人	消防本部
計		662,425人	7,102.89km ²	1,929人	1,216人	1,388人			11,997	20,455	13,916	12,637	6,539	314件	367件	45,476件				8,525人	7,295人	本部：24団体 役場：10団体

※人員充足率:63.0%

※構成市町村の合計額